

遠軽町高齢者保健福祉計画 及び第7期介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度

平成30年3月

遠 軽 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の策定体制	1
4 他の計画との関係	1
5 計画の達成状況の点検、評価及び必要な措置	2
6 日常生活圏域の設定	2
第2章 高齢者の現状と将来推計	3
1 人口と高齢化率の推移と推計	3
2 第1号被保険者の状況	3
3 圏域別人口の推移	4
4 高齢世帯の状況	4
5 認定者の状況	5
6 認知症高齢者の推移	6
7 高齢者の社会参加の状況	7
第3章 高齢者保健福祉サービスの内容と推進状況	8
1 保健事業の内容と利用状況	8
2 高齢者福祉事業の内容と利用状況	9
第4章 サービス提供体制の現状と評価	14
1 介護給付等対象サービスの利用状況	14
2 事業所の動向	17
3 介護保険施設の状況	18
4 地域支援事業の利用状況	18
第5章 計画推進のための基本的事項	21
1 基本的方針	21
2 政策目標	21
3 重点課題	21
4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果の概要	22
第6章 サービスの量の見込みと確保のための方策	29
1 介護給付等対象サービス	29
2 地域支援事業	34
第7章 介護保険料の設定	37
1 保険料基準額	37
2 介護保険料の推移	37
第8章 計画推進のための具体的取組	38

1	地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	38
2	地域包括支援センターの充実強化	40
3	健康づくりと介護予防の推進	40
4	介護サービス基盤の整備	41
5	高齢者が利用しやすい生活環境の整備	41
6	高齢者の積極的な社会参加	42
7	高齢者保健福祉に関する行政等の体制	42
8	社会福祉法人の役割	43
9	災害に備えた地域づくりの推進	43
10	介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	44
11	介護保険事業の円滑な推進のための方策	45
12	遠軽地区介護保険を円滑に運営するための方策と遠軽町の役割	45
第9章 2025年の見込量		47
遠軽町保健医療福祉審議会名簿及び計画策定の経過		49

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、その創設から17年が経ち、増加したサービス利用者に対し、介護サービスの提供事業所数も着実に増加するなど、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

その一方、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれ、特に、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢化が一層進展すること、また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれています。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となっています。

今般行われた介護保険制度の見直しは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進など、2025年を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築を進める地域づくりが掲げられています。

遠軽町総合計画基本方針「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」を基本理念に、本町の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるよう、年齢を重ねても生き生きと暮らしていけるまちづくりを行ってまいります。

2 計画期間

介護保険事業計画は、概ね3年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないものとされる保険料の算定の基礎となる、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定めるものであることから、3年を1期として作成します。

第7期計画については、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

3 計画の策定体制

(1) 関係機関との協議

この計画の策定に当たっては、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の運営主管となる民生部保健福祉課のほか、関係部局等との協議を行いました。

また、介護保険事業所と協議を行いながら事業所の動向について把握するほか、地域ケア会議を活用しながら、社会資源の発掘に向けた協議を行いました。

(2) 遠軽町保健医療福祉審議会における協議

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業は、幅広い関係者の参画による事業展開が必要であり、計画策定に当たっては地域住民の意見の反映が求められていることから、保健医療関係者、福祉関係者、知識経験を有する者及び被保険者代表からなる「遠軽町保健医療福祉審議会」と計画の検討、協議を行いました。

4 他の計画との関係

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、遠軽町総合計画（遠軽町まちづくり自治基本条

例第 25 条)、遠軽町地域福祉計画(社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画)、遠軽町ヘルシープラン(健康増進法第 8 条に規定する市町村健康増進計画)、遠軽町データヘルス計画(国民健康保険法第 82 条)、遠軽町特定健康診査等実施計画(高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に規定する特定健康診査等実施計画)、遠軽町障害者計画・障害福祉計画(障害者基本法第 11 条に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に規定する市町村障害福祉計画)、その他の法律の規定による計画であって、高齢者の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとします。

5 計画の達成状況の点検、評価及び必要な措置

第 7 期計画に盛り込んだ事項について、各年度においてその達成状況の点検を行うとともに、事業の効果、評価を行い、必要があると認めるときは、高齢者福祉施策、介護保険施策の動向、遠軽町保健医療福祉審議会等の意見を踏まえ、その結果に基づいて対策を実施します。

6 日常生活圏域の設定

計画の策定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとなっています。

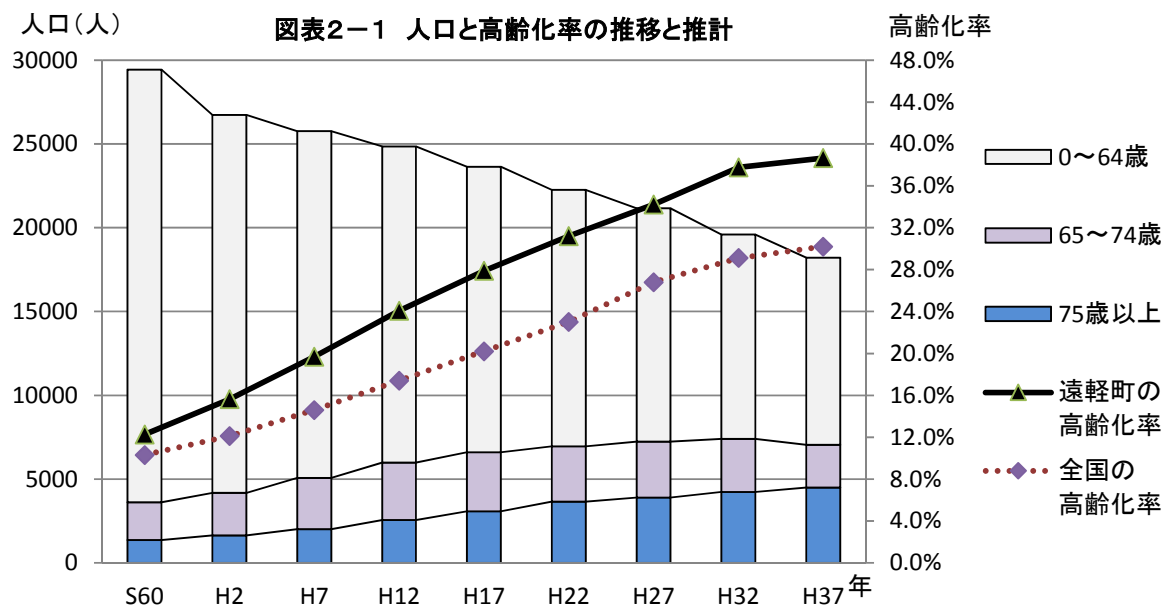
遠軽町は、平成 17 年の合併によって、東西 47km、南北 46km にわたり、1,332 km²の広大な面積を有し、旧町村の区域が遠隔地であり地域ごとに特性、特徴を持つことから、旧町村の区域を圏域とした遠軽、生田原、丸瀬布、白滝の 4 圏域を設定します。



第2章 高齢者の現状と将来推計

1 人口と高齢化率の推移と推計

遠軽町の人口は、年々減少してきており、人口減少と共に高齢化率が上昇しています。全国平均と比較し高齢化がより進んでおり、平成37年には人口18,207人、高齢化率38.7%と推計されます（図表2-1、図表2-2）。



※平成22年までは国勢調査。平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」 ※全国の高齢化率：内閣府「高齢社会白書」

2 第1号被保険者の状況

第1号被保険者数は、平成32年がピークとなりますが、75歳以上でみると平成37年にピークを迎えます。

図表2-2 第1号被保険者の推移と推計

単位:人、%

	27年	28年	29年	30年	31年	32年	37年
人口	21,153	20,757	20,385	20,113	19,849	19,585	18,207
第1号被保険者数	7,237	7,255	7,329	7,384	7,389	7,394	7,038
うち65~74歳	3,341	3,306	3,332	3,222	3,194	3,165	2,549
男	1,495	1,498	1,527	1,456	1,452	1,448	1,189
女	1,846	1,808	1,805	1,766	1,742	1,717	1,360
うち75歳以上	3,896	3,949	3,997	4,162	4,195	4,229	4,489
男	1,583	1,584	1,587	1,652	1,656	1,660	1,747
女	2,313	2,365	2,410	2,510	2,539	2,569	2,742
高齢化率	34.2%	35.0%	36.0%	36.7%	37.2%	37.8%	38.7%
構成比 65~74歳	46.2%	45.6%	45.5%	43.6%	43.2%	42.8%	36.2%
75歳以上	53.8%	54.4%	54.5%	56.4%	56.8%	57.2%	63.8%

※9月30日現在住民基本台帳。

※30年度以降は、厚生労働省【地域包括ケア「見える化」システム】による推計。

3 圏域別人口の推移

各圏域ともに人口減少と高齢化率の上昇がありますが、丸瀬布と白滝圏域の高齢化率が約50%と、圏域の中でも特に高齢化が進んできています。

図表2-3 圏域別人口の推移 単位:人、%

区分	7年	12年	17年	22年	27年	29年
人口	25,769	24,844	23,648	22,265	20,873	20,385
高齢者人口	5,071	5,980	6,597	6,949	7,334	7,329
高齢化率	19.7%	24.1%	27.9%	31.2%	35.1%	36.0%
遠軽圏域人口	18,860	18,503	17,994	17,446	16,816	16,547
高齢者人口	3,398	4,079	4,658	5,015	5,473	5,550
人口比率	73.2%	74.5%	76.1%	78.4%	80.6%	81.2%
高齢化率	18.0%	22.0%	25.9%	28.7%	32.5%	33.5%
生田原圏域人口	3,065	2,787	2,515	2,204	1,896	1,772
高齢者人口	700	826	845	837	797	735
人口比率	11.9%	11.2%	10.6%	9.9%	9.1%	8.7%
高齢化率	22.8%	29.6%	33.6%	38.0%	42.0%	41.5%
丸瀬布圏域人口	2,342	2,149	2,002	1,714	1,471	1,363
高齢者人口	661	740	755	758	735	700
人口比率	9.1%	8.6%	8.5%	7.7%	7.0%	6.7%
高齢化率	28.2%	34.4%	37.7%	44.2%	50.0%	51.4%
白滝圏域人口	1,502	1,405	1,134	901	690	703
高齢者人口	312	335	339	339	329	344
人口比率	5.8%	5.7%	4.8%	4.0%	3.3%	3.4%
高齢化率	20.8%	23.8%	29.9%	37.6%	47.7%	48.9%

※平成27年までは国勢調査。平成29年は9月30日現在住民基本台帳。

4 高齢世帯の状況

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の総世帯数に占める割合が34.0%となっています。

図表2-4 世帯の推移 単位:世帯、%

区分	22年	27年
総世帯数	9,617	9,278
高齢単身高齢世帯数	1,277	1,420
総世帯に占める割合	13.3%	15.3%
高齢夫婦世帯数	1,686	1,731
総世帯に占める割合	17.5%	18.7%
遠軽圏域世帯数	7,506	7,434
高齢単身世帯数	905	1,038
世帯に占める割合	12.1%	14.0%
生田原圏域世帯数	899	805
高齢単身世帯数	128	148
世帯に占める割合	14.2%	18.4%
丸瀬布圏域世帯数	784	685
高齢単身世帯数	169	156
世帯に占める割合	21.6%	22.8%
白滝圏域世帯数	428	354
高齢単身世帯数	75	78
世帯に占める割合	17.5%	22.0%

※国勢調査 ※高齢単身世帯:65歳以上の者1人のみの一般世帯。

※高齢夫婦世帯:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。

5 認定者の状況

第1号被保険者の増加とともに、第1号被保険者に占める認定率も上昇します。29年は15.7%ですが、37年には20.3%と推計されます。

75歳以上の認定者は、認定者全体の90%前後を占め推移しています。

図表2-5 認定者の推移と推計

単位:人、%

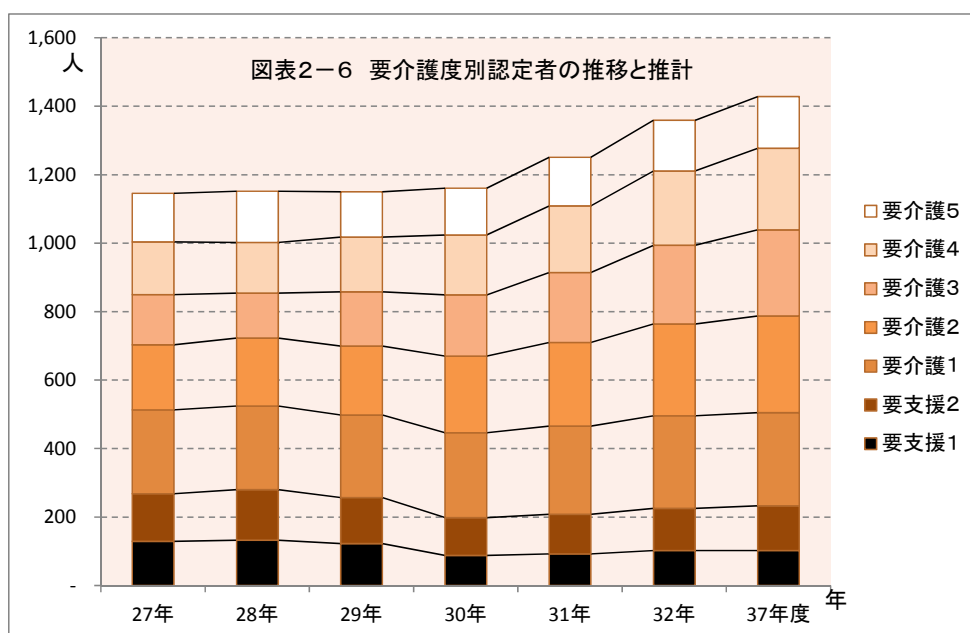
区分	27年	28年	29年	30年	31年	32年	37年度	
第1号被保険者数	7,237	7,255	7,329	7,384	7,389	7,394	7,038	
認定者	第1号被保険者	1,146	1,152	1,150	1,161	1,251	1,359	1,428
	65～74歳	110	105	105	112	126	143	128
	男	48	46	50	50	57	63	55
	女	62	59	55	62	69	80	73
	75歳以上	1,036	1,047	1,045	1,049	1,125	1,216	1,300
	男	317	302	298	305	324	352	364
	女	719	745	747	744	801	864	936
	構成比 65～74歳	9.6%	9.1%	9.1%	9.6%	10.1%	10.5%	9.0%
	75歳以上	90.4%	90.9%	90.9%	90.4%	89.9%	89.5%	91.0%
	要支援1	129	132	122	88	92	102	102
	要支援2	139	148	135	110	116	123	131
	要介護1	245	244	241	248	258	271	272
	要介護2	190	199	201	224	244	268	282
要介護3	147	131	159	179	204	230	252	
要介護4	154	148	160	175	195	217	238	
要介護5	142	150	132	137	142	148	151	
認定率	15.8%	15.9%	15.7%	15.7%	16.9%	18.4%	20.3%	
第2号被保険者認定者	19	18	20	20	23	27	28	

※9月30日現在住民基本台帳。認定者は介護保険事業状況報告9月分。

※30年度以降は、厚生労働省【地域包括ケア「見える化」システム】による推計。

※認定率:第1号被保険者に占める認定者の割合

平成29年度から総合事業に一部移行したことから、要支援認定者は減少しますが要介護2～4認定者が増加する見込みです。



認定者の中でサービスを利用している方は、平成 29 年で 88.4%となっており、そのうち居宅サービスが 59.2%を占めています。

図表 2-7 介護保険サービス受給者の状況 単位:人、%

区 分		27年	28年	29年
サービス受給者	人	906	1,045	1,034
利用率(/認定者計)	%	77.8%	89.3%	88.4%
居宅サービス受給者	人	633	635	612
構成比(/サービス利用者)	%	69.9%	60.8%	59.2%
地域密着型サービス受給者	人	91	225	236
構成比(/サービス利用者)	%	10.0%	21.5%	22.8%
施設サービス受給者	人	182	185	186
構成比(/サービス利用者)	%	20.1%	17.7%	18.0%

※介護保険事業状況報告9月分。

6 認知症高齢者の推移

高齢化の更なる進展に伴い認知症高齢者も増加が予想されており、認知症高齢者を支えるためのサービスを見込む必要があります。認知症高齢者の状況を要介護認定者の認知症自立度Ⅱ以上に着目すると、要介護認定者に占める認知症自立度Ⅱ以上の割合が約 60%で推移しています。

(認知症日常生活自立度Ⅱ以上：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。)

図表 2-8 要介護認定者に対する認知症日常生活自立度判定別人数の状況

単位:人、%

	区 分	認定者数	認知症日常生活自立度							
			自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
平成26年3月31日時点	第1号被保険者	1,231	211	282	123	263	197	33	104	18
	第2号被保険者	25	9	5	2	4	3	0	2	0
	計	1,256	220	287	125	267	200	33	106	18
	認定者数に占める割合 自立度Ⅱ以上の割合	100.0%	17.5%	22.9%	10.0%	21.3%	15.9%	2.6%	8.4%	1.4%
平成29年3月31日時点	第1号被保険者	1,170	199	269	130	252	203	34	73	10
	第2号被保険者	19	11	3	1	0	3	0	1	0
	計	1,189	210	272	131	252	206	34	74	10
	認定者数に占める割合 自立度Ⅱ以上の割合	100.0%	17.7%	22.9%	11.0%	21.2%	17.3%	2.9%	6.2%	0.8%

※「認知症日常生活自立度」の判定別人数は認定調査データによる統計

7 高齢者の社会参加の状況

町内の老人クラブはそれぞれの圏域において自主活動しています。その主な活動内容としては、健康づくりを目的とした運動会やスポーツ・文化等のレクリエーション事業、花の苗づくり園芸事業、国道花壇の環境づくり、道路清掃等ボランティア活動など様々な活動を通して、高齢者の生きがいをづくりに努めています。また、老人クラブ連合会の行事には、4圏域の多くの老人クラブ員が参加し、地域間交流を図っています。

生涯学習については、白滝を除く圏域で高齢者の大学が開設され、多くの高齢者が学び、定期的な行事活動も行っています。

シルバー人材センターについては、遠軽圏域と白滝圏域に設置され、生田原圏域にも派遣されています。60歳以上の高齢者112名が登録しており、能力と経験を活かした勤労の受託施設として大きな成果を上げています。

町内自治会では、遠軽町自治会連絡協議会を頂点として、各圏域の地区連合会があり、98の自治会が加入しています。自治会では、「安全で安心な地域づくり活動の推進」や「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり運動の推進」が主な活動として推進されています。高齢者も各自治会の役員として、地域貢献活動の担い手として活躍しています。

図表2-9 各圏域高齢者の社会参加の状況

単位:団体、人

圏域	老人クラブ		高齢者大学	
	団体数	会員数	名称	学生数
遠軽	14	789	瞰望大学	103
生田原	2	90	しらかば大学	41
丸瀬布	1	55	ことぶき大学	40
白滝	1	72	-	-
計	18	1,006	3大学	184

※平成29年11月30日現在

第3章 高齢者保健福祉サービスの内容と推進状況

遠軽町で実施している高齢者保健福祉サービスについては、介護保険の対象者を含めた全ての高齢者に対して、日常生活を送るうえで必要な事業を引き続き継承し、事業の内容を精査しながら実施に努めていきます。

1 保健事業の内容と利用状況

(1) 集団健康教育

生活習慣病予防、歯周疾患、骨粗しょう症、病態別健康教育、服薬管理等及び一般健康教育について、集団健康教育を実施します。

(2) 健康相談

① 重点健康相談

高血圧、高脂血症、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症及び病態別健康相談について、重点健康相談を実施します。

② 総合健康相談

これまで一般健康相談として行ってきた事業を継続し、総合健康相談を実施します。

(3) 健康診査

① 特定健康診査・基本健診（後期高齢者）

平成20年度から開始された特定健康診査は、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象としています。30歳から39歳までの国民健康保険加入者にも健診の機会を設けて、早期からの健康への意識付けの意味も含めて行っています。また、後期高齢者医療広域連合より委託を受け、75歳以上の後期高齢者の健診も実施しています。さらに受診を高めるための推進を図っていきます。

② 各種がん検診

30歳以上を対象とした肺がん、大腸がん検診、40歳以上を対象とした胃がん検診、50歳以上を対象とした前立腺がん検診、35歳以上の女性を対象とした乳がん、20歳以上を対象とした子宮がん検診の受診率向上を図るため、受診提供の機会に努めます。

③ 歯周疾患検診

40歳以上の男女を対象とした、歯周疾患検診を実施していきます。

④ 骨粗しょう症検診

健康とふれあい広場などにおいて、骨密度が計れる機会を設け実施していきます。

⑤ 結核検診

65歳以上を対象に地域を巡回し、実施しています。

(4) 訪問指導

重点対象疾患の予防、介護予防及び保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図るため、訪問指導を実施します。訪問指導の対象は、健康診査の要指導者等に重点を置き、介護予防の観点から支援が必要な人（独居高齢者、閉じこもり者、寝たきりまたは認知症等で介護保険以外のサービスに係る調査が必要な人など）及び介護に携わる家族とします。

(5) 各種予防接種助成

65歳以上（60～64歳で心臓など機能障害の方）を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部助成と、成人肺炎球菌の予防接種についても、一部助成を行い、疾病の予防を行っています。

(6) その他

① 健康づくり推進委員会

健康づくり推進委員会は、自治会の推薦に基づき町長から委嘱された健康づくり推進委員から構成されています。町民の健康づくり対策を推進するために、町が行う各種検診事業や健康づくり事業等への協力、各地域の特色を持った独自の地域活動を行っています。

② 保健師・栄養士の「健康★出前講座」

町内のおおむね5人以上で構成される団体やグループに、保健師・栄養士が直接出向き、健康づくりをお手伝いします。

図表3-1 保健事業の実績

区 分		単 位	26年度	27年度	
集団健康教育		人	3,488	3,580	
		回	168	149	
健康相談	重点健康相談	人	2,254	2,096	
		回	590	632	
健康相談	総合健康相談	人	738	969	
		回	35	51	
健康診査	特定健康診査受診率	%	45.3%	50.0%	
	各種がん検診	胃がん検診受診率	%	6.7%	6.9%
		肺がん検診受診率	%	7.2%	7.5%
		大腸がん検診受診率	%	8.5%	10.0%
		乳がん検診受診率	%	13.1%	13.8%
		子宮がん検診受診率	%	9.4%	9.8%
	歯周疾患検診受診者	人	34	32	
骨粗しょう症検診受診者	人	100	100		
	結核検診受診者	人	79	100	
訪問指導	検診要指導者	人	163	145	
		回	172	154	
	介護予防	人	194	209	
		回	262	270	
助成	家族介護	人	137	155	
		回	176	180	
助成	インフルエンザ予防接種費用助成(65歳以上分)	人	2,971	3,078	
		千円	3,269	3,386	
	成人肺炎球菌予防接種費用助成	人	474	275	
	千円	1,185	688		

2 高齢者福祉事業の内容と利用状況

(1) 在宅生活の支援

① 生きがい活動支援通所事業

要介護認定において自立と判定された者で、日常生活に支障がある高齢者に対して、日常動作訓練等のサービスを提供しました。

② 在宅高齢者等訪問理髪事業

歩行困難で介護を要する、おおむね60歳以上の高齢者に対して、訪問理髪を行うことにより、福祉の増進並びに家族の負担軽減を図ることを目的に料金を助成します(給付券年間4枚限度)。

③ 除雪サービス事業

65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯で、自立した生活の継続を可能とするため、家族や親族または隣人等の援助が得られない方に対し、除雪のサービスを行います。

- ④ 在宅介護用品支給事業
要介護3から5の高齢者を介護している方のうち、前年度町民税非課税世帯に対し、在宅介護を行う際に必要な紙おむつ、尿とりパットの支給を行います。
- ⑤ 緊急通報システム事業
70歳以上の病弱等の単身高齢者に対して、緊急通報用電話機を貸与することによって、急病、災害等の緊急事態が発生した場合に迅速かつ正確な救急体制をとり、一人暮らしの不安を解消します。
- ⑥ 高齢者等住宅設備改造支援費支給事業
高齢者等が在宅生活を営む上で必要な住宅設備の改造に要する経費を支給することにより、自立した生活の維持と福祉の向上を図ります。支給限度額50万円(浴室改造は65万円)。
- ⑦ 福祉暖房費助成事業
灯油の価格高騰及びその他の暖房費が増えたことによる低所得世帯への負担を軽減するために、世帯主が70歳以上の非課税世帯に対して暖房費の助成を行いました。26年度は10,000円を支給しています。
- ⑧ 配食サービス事業(総合事業及び任意事業)
食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、利用者の安否確認も行います。
- ⑨ 生活管理指導員派遣事業(地域支援事業)
社会適応が困難な高齢者等に対して、居宅に生活管理指導員を派遣し、日常生活に関する指導・支援を行い、要介護状態への進行予防に努めました。
- ⑩ 生活管理指導短期宿泊事業(地域支援事業)
要介護認定において自立と判断された高齢者が、家庭の事情等により短期宿泊を利用するための支援を行います。
- ⑪ 遠軽町社会福祉協議会独自在宅福祉サービス事業
- ア 日常生活自立支援事業
高齢や障害により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方又は在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理などを行います。
- イ 在宅介護用品貸与事業
在宅で生活する方のために、介護用品の無料貸し出しを実施します。介護保険を利用できない方に対する退院後の生活支援、介護保険福祉用具貸与までのつなぎ、福祉用具購入までの試用、旅行や行事での利用など、短期で緊急な要望に応えます。
- ウ 介護用品支給事業
町で実施している介護用品支給事業を補完するため、要介護1以上の介護に必要な高齢者並びに重度身体障害者(児)を対象として、紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを支給します。
- エ はざま支援事業
介護保険などの公的制度に該当しない高齢者等に対して、デイサービス、ホームヘルプサービス、配食、洗濯などのサービスを有料で行います。
- オ おせち料理配付事業(生田原圏域)・年越し料理配付事業(丸瀬布圏域)
70歳以上の単身・虚弱高齢者等に対して、年越し料理やおせち料理を配付します。

(2) 移動手段の確保

① 外出支援サービス事業

外出が困難な高齢者が、通院等をする場合に、居宅と医療機関などの間の送迎や、また、生きがい活動支援事業等を利用する際、利用者の居宅とサービスを提供する場所の間を送迎します。

② 高齢者のりもの乗車助成事業

70歳以上の高齢者が町内の移動をする際、路線バス、ハイヤー及びデマンド型タクシーを利用1回につき100円、年間72枚を助成します。(これまで路線バスの利用のみだったものを平成27年度からハイヤーの利用にも拡大)

③ 丸瀬布地区高齢者通院交通費助成事業

丸瀬布地区の65歳以上の単身・夫婦世帯で所得税非課税世帯高齢者に対して、通院による外出のために利用するハイヤーの基本料金分として、ハイヤー助成券を年間48枚支給します。

④ 白滝地区高齢者交通費助成事業

白滝地区の75歳以上の単身・夫婦世帯で住民税非課税世帯高齢者に対して、通院や買い物などによる外出のために利用するハイヤーの基本料金分として、ハイヤー助成券を年間72枚支給します。

図表3-2 福祉サービスの実績

事業名	単位	26年度	27年度
生きがい活動支援通所事業	人	10	10
	回	242	228
	千円	5,586	5,763
在宅高齢者等訪問理髪事業	人	-	1
	回	-	2
	千円	-	3
除雪サービス事業	人	23	38
	回	216	139
	千円	354	275
在宅介護用品支給事業	人	18	19
	千円	658	668
緊急通報システム事業	件	64	58
	千円	1,751	1,663
高齢者等住宅設備改造支援費支給事業	件	9	7
	千円	3,488	1,264
福祉暖房費助成事業	世帯	1,597	
	千円	15,970	
外出支援サービス事業	人	145	141
	回	5,212	4,459
	千円	10,285	8,905
高齢者のりもの乗車助成事業 (平成26年度は高齢者バス乗車助成事業)	冊	1,181	1,924
	件	31,419	60,104
	千円	2,160	5,083
丸瀬布地区高齢者通院交通費助成事業	人	26	25
	件	532	611
	千円	293	337
白滝地区高齢者交通費助成事業	人	22	21
	件	646	527
	千円	336	275

(3) 交流拠点の活用

① げんき湯：遠軽圏域

遠軽町保健福祉総合センターげんき 2 1 内の入浴施設、談話室、談話ホールを開放しています。65 歳以上の高齢者の憩いの場として交流を図っています。

② 高齢者センター：遠軽圏域

陶芸、木工芸の創作活動を行う場として、高齢者の生きがいと社会参加を図っています。

③ 老人憩いの家：生田原圏域

高齢者の福祉の向上を図るため、交流の場として生田原圏域の生田原と安国に設置して、入浴や憩いの場として交流を図ります。

④ 老人福祉センター：丸瀬布圏域

高齢者に交流の場として、生活相談や健康相談、教養の向上、レクリエーションの指導など、高齢者の福祉の増進を図ります。

⑤ 高齢者生きがいセンター：白滝圏域

陶芸愛好会の会員の指導による陶芸や、ふれあい交流の場として、高齢者の生きがいと活性化、介護予防を図ります。

⑥ 遠軽町社会福祉協議会による交流事業

各圏域において、地域福祉サロン活動を行います。活動内容は、絵手紙、陶芸、かぼちゃドーナツ作り、認知症サポーター養成講座、相談業務、詐欺防止活動など幅広く、月 1 回程度開催します。

また、地域住民や高齢者、障害者、子供たちが交流をすることで理解を深め、社会参加を図ることを目的に、各圏域においてふれあい交流事業を行ないます。ふれあい広場、パークゴルフ大会、ゲートボール大会、高齢者や障害者が手作りした作品を展示する手作りフェスタ、買い物ツアー、ふれあい交流会などを開催し交流機会の確保を図ります。

⑦ 特別養護老人ホームや養護老人ホームの地域交流拠点

社会福祉法人としての地域貢献の目的から、施設の整備に合わせ、施設が近隣住民や高齢者の交流拠点となるような事業を展開していきます。ふれあいサロンや、認知症の方を介護する家族の相談・支援にあたる認知症カフェを進めていきます。

(4) 見守り支援

① 遠軽町社会福祉協議会による見守り事業

各自治会において、一人暮らし高齢者に対する見守り、声かけ、地域ふれあい交流会など地域住民活動を推進してもらうため、各自治会に対して助成支援を行います。

配食サービス事業では、夕食を配食しながら安否確認も併せて行ないます。

② 民生委員・児童委員活動による見守り

地域の身近な相談相手である民生委員が、支援が必要な方を家庭訪問し、見守り活動をしていくことにより、高齢者の孤独死をはじめとした危機的状況の未然防止や早期発見を図ります。

③ 各事業所との連携

平成 25 年、生活協同組合コープさっぽろや町内 5 つの新聞販売所と締結したことを始めとして遠軽町は町内の各事業所と「遠軽町における高齢者等の見守り支援に関する協定」を結んでおり、平成 29 年 12 月現在で 10 事業所（16 店舗）と協定しています。これは、高齢者などが住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるように見守りや支援することを目的に実施するものです。配達など各事業所の日常の業務をする際に、高齢者や生活支援が必要な方の異変に気付いた場合、町や地域包括支援センターへ連絡し、各関係機関と連

携を図りながら安否確認や救助に当たるもので、安心して暮らせる町づくりに貢献していきます。

(5) その他の制度

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、高齢者、知的障害者、精神障害者の方など物事を判断する能力が十分ではない方に対して、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、各種手続、契約、財産管理等を法的に支援する制度です。成年後見制度を利用するに当たり、裁判所へ申立てができる四親等内の身寄りのいない方は、町長が代わりに申立てをし、申立てをするための費用及び後見人等へ支払う費用を負担するのが困難な方には、町が限度額内で助成します。

(6) 高齢者居住施設の状況

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、住まいの確保が重要となります。特に、居宅での生活が困難な低所得高齢者等に対しては、養護老人ホームや高齢者総合福祉センター、高齢者共同生活支援施設がその役割を果たしていくこととなります。民間で設置する有料老人ホームなどは、食事や介護サービス付など高齢者の住まいの選択肢を増やし、多様な住まいを確保することとなります。

第6期において、有料老人ホーム1施設8名が、さらに既存有料老人ホーム1施設5名を建替え、平成30年3月までに1施設10名として整備される予定となっています。

図表3-3 高齢者居住施設数

平成29年12月31日現在 単位:箇所、人

区分	圏域	施設数	定員	内容
養護老人ホーム	丸瀬布	1	40	環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者を対象に、施設に措置を行い、生活の安定を図ります。特定施設入居者生活介護の指定を受けています。
高齢者総合生活福祉センター	白滝	1	20	居宅において生活することに不安を要する者で、自炊できる健康状態にある高齢者を対象に、生活の安定を図ります。
高齢者共同生活支援施設	遠軽	2	18	居宅において生活することが困難な高齢者で、個人としての生活を尊重し、共同生活を営みながら、生活の安定を図ります。
有料老人ホーム	遠軽	5	59	高齢者が暮らしやすいように配慮した住まいに、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要なサービスが付いた住まいです。
サービス付き高齢者向け住宅	遠軽	1	60	民間事業者などによって運営され、都道府県単位で認可・登録された賃貸住宅であり、主に自立あるいは軽度の要介護状態の高齢者を受け入れています。
合計		10	197	

第4章 サービス提供体制の現状と評価

1 介護給付等対象サービスの利用状況

計画の策定に当たっては、サービス提供体制の現状と評価について整理することが必要となります。このため、第6期計画におけるサービスの量の見込みに対する達成率等について示します。給付費実績の達成率でみると、27年度99.7%、28年度95.6%と、ほぼ計画どおりで推移しています（図表4-3）。

給付費をサービス毎でみると、平成28年度では介護老人福祉施設が最も多く、続いて介護老人保健施設、訪問介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護の順となっています（図表4-4）。

図表4-1 介護予防サービスの実績

サービス区分	単位	27年度			28年度			
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	
居宅	訪問介護	人/年 回/年	1,176	996	84.7%	1,236	996	80.6%
	訪問入浴介護	人/年 回/年	-	-	-	-	-	-
	訪問看護	人/年 回/年	240	168	70.0%	336	120	35.7%
	訪問リハビリテーション	人/年 回/年	2,316	520	22.4%	2,544	425	16.7%
	居宅療養管理指導	人/年 回/年	-	-	-	-	-	-
	通所介護	人/年 回/年	24	12	50.0%	24	12	50.0%
	通所リハビリテーション	人/年 回/年	1,176	948	80.6%	1,224	1,020	83.3%
	短期入所生活介護	人/年 日/年	276	144	52.2%	300	168	56.0%
	短期入所療養介護	人/年 日/年	24	24	100.0%	24	12	50.0%
	福祉用具貸与	人/年 件/年	1,728	126	7.3%	2,592	23	0.9%
	福祉用具購入費	人/年	12	12	100.0%	12	-	0.0%
	住宅改修費	人/年	612	636	103.9%	696	672	96.6%
	特定施設入所者生活介護	人/年	84	48	57.1%	84	36	42.9%
	介護予防支援	人/年	48	48	100.0%	60	48	80.0%
	地域密着型	小規模多機能型居宅介護	人/年 回/年	24	24	100.0%	24	12
認知症対応型共同生活介護		人/年	2,496	2,112	84.6%	2,592	2,112	81.5%
	小規模多機能型居宅介護	人/年 回/年	-	12	-	-	24	-
	認知症対応型共同生活介護	人/年	-	-	-	-	-	-

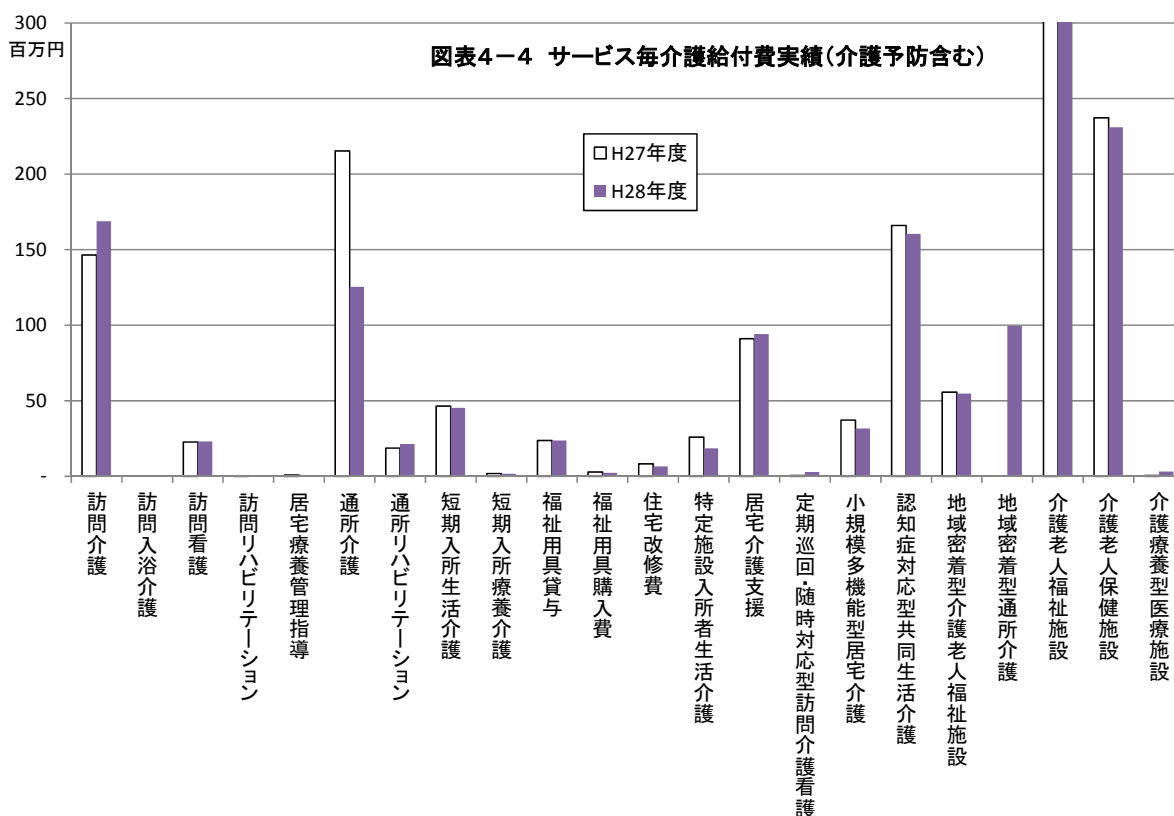
図表４－２ 介護サービスの実績

サービス区分		単位	27年度			28年度		
			計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
居宅	訪問介護	人/年	2,700	2,676	99.1%	2,904	2,868	98.8%
		回/年	37,920	43,177	113.9%	42,312	50,167	118.6%
	訪問入浴介護	人/年	12	-	0.0%	12	-	0.0%
		回/年	60	-	0.0%	60	-	0.0%
	訪問看護	人/年	540	588	108.9%	588	576	98.0%
		回/年	2,580	2,473	95.9%	2,796	2,798	100.1%
	訪問リハビリテーション	人/年	84	12	14.3%	96	12	12.5%
		回/年	708	14	2.0%	756	20	2.7%
	居宅療養管理指導	人/年	72	60	83.3%	72	48	66.7%
	通所介護	人/年	2,808	3,192	113.7%	1,224	1,716	140.2%
		回/年	22,740	25,632	112.7%	10,140	13,332	131.5%
	通所リハビリテーション	人/年	432	264	61.1%	492	252	51.2%
		回/年	2,748	1,722	62.7%	3,096	1,864	60.2%
	短期入所生活介護	人/年	624	432	69.2%	744	504	67.7%
		日/年	6,024	5,749	95.4%	6,468	5,803	89.7%
短期入所療養介護	人/年	132	24	18.2%	168	36	21.4%	
	日/年	1,584	208	13.1%	2,016	174	8.6%	
福祉用具貸与	人/年	2,448	2,340	95.6%	2,676	2,460	91.9%	
福祉用具購入費	人/年	84	60	71.4%	84	48	57.1%	
住宅改修費	人/年	60	84	140.0%	72	60	83.3%	
特定施設入所者生活介護	人/年	192	132	68.8%	216	96	44.4%	
居宅介護支援	人/年	4,860	5,076	104.4%	5,160	5,244	101.6%	
地域密着型	小規模多機能型居宅介護	人/年	240	180	75.0%	336	144	42.9%
		回/年						
	認知症対応型共同生活介護	人/年	660	648	98.2%	660	648	98.2%
	介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	240	240	100.0%	240	240	100.0%
	通所介護	人/年	-	-		1,836	1,704	92.8%
施設	回/年	-	-		15,204	13,606	89.5%	
施設	介護老人福祉施設	人/年	1,248	1,260	101.0%	1,260	1,296	102.9%
	介護老人保健施設	人/年	888	924	104.1%	900	900	100.0%
	介護療養型医療施設	人/年	-	-	-	-	12	-

図表 4-3 介護給付費の実績

単位：千円、%

介護サービス区分		27年度			28年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
介護予防サービス	介護予防サービス合計	91,527	69,343	75.8%	96,293	70,393	73.1%
	居宅サービス	91,527	68,675	75.0%	96,293	68,738	71.4%
	訪問介護	22,236	18,123	81.5%	23,271	18,392	79.0%
	訪問入浴介護	-	-	-	-	-	-
	訪問看護	3,968	3,659	92.2%	4,254	3,126	73.5%
	訪問リハビリテーション	-	-	-	-	-	-
	居宅療養管理指導	200	36	17.8%	200	143	71.7%
	通所介護	34,585	24,118	69.7%	36,095	25,037	69.4%
	通所リハビリテーション	8,509	4,279	50.3%	8,972	5,081	56.6%
	短期入所生活介護	674	798	118.5%	844	153	18.2%
	短期入所療養介護	700	120	17.2%	700	-	0.0%
	福祉用具貸与	3,145	2,548	81.0%	3,580	2,653	74.1%
	福祉用具購入費	1,196	1,036	86.6%	1,266	857	67.7%
	住宅改修費	4,659	2,531	54.3%	5,125	3,096	60.4%
	特定施設入所者生活介護	1,258	2,094	166.5%	1,256	831	66.2%
	介護予防支援	10,397	9,332	89.8%	10,730	9,368	87.3%
	地域密着型サービス	-	669	-	-	1,655	-
小規模多機能型居宅介護	-	669	-	-	1,655	-	
認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-	
介護サービス	介護サービス合計	1,316,379	1,339,456	101.8%	1,383,738	1,357,011	98.1%
	居宅サービス	534,317	535,052	100.1%	467,348	462,837	99.0%
	訪問介護	106,159	128,252	120.8%	118,706	150,511	126.8%
	訪問入浴介護	1,500	-	0.0%	1,500	-	0.0%
	訪問看護	19,463	18,955	97.4%	20,934	19,957	95.3%
	訪問リハビリテーション	1,110	38	3.4%	1,188	59	4.9%
	居宅療養管理指導	757	728	96.2%	897	522	58.2%
	通所介護	177,054	191,228	108.0%	78,321	100,423	128.2%
	通所リハビリテーション	21,530	14,314	66.5%	23,570	16,346	69.4%
	短期入所生活介護	49,380	45,659	92.5%	52,047	45,026	86.5%
	短期入所療養介護	8,456	1,770	20.9%	9,186	1,680	18.3%
	福祉用具貸与	24,720	21,099	85.4%	26,810	21,074	78.6%
	福祉用具購入費	3,855	1,824	47.3%	4,240	1,390	32.8%
	住宅改修費	5,429	5,736	105.7%	5,878	3,441	58.5%
	特定施設入所者生活介護	40,333	23,751	58.9%	45,123	17,646	39.1%
	居宅介護支援	74,571	81,698	109.6%	78,948	84,763	107.4%
	地域密着型サービス	254,288	258,380	101.6%	382,960	344,690	90.0%
小規模多機能型居宅介護	36,086	36,576	101.4%	46,799	29,952	64.0%	
認知症対応型共同生活介護	166,194	166,025	99.9%	166,038	160,464	96.6%	
介護老人福祉施設入所者生活介護	52,008	55,780	107.3%	52,641	54,759	104.0%	
地域密着型通所介護	-	-	-	117,482	99,515	84.7%	
介護保険施設サービス	527,774	546,023	103.5%	533,430	549,484	103.0%	
介護老人福祉施設	298,070	308,376	103.5%	300,761	315,245	104.8%	
介護老人保健施設	229,704	237,164	103.2%	232,669	230,997	99.3%	
介護療養型医療施設	-	484	-	-	3,243	-	
小計	1,407,906	1,408,799	100.1%	1,480,031	1,427,404	96.4%	
高額介護サービス等費	33,500	34,069	101.7%	34,900	34,928	100.1%	
高額医療合算介護サービス等費	6,000	4,737	79.0%	6,300	4,443	70.5%	
特定入所者介護サービス等費	90,800	85,544	94.2%	94,400	77,596	82.2%	
審査支払手数料	1,605	1,505	93.8%	1,700	1,340	78.8%	
介護給付費合計	1,539,811	1,534,654	99.7%	1,617,331	1,545,711	95.6%	



2 事業所の動向

制度の改正により通所介護事業所のうち小規模事業所が地域密着型通所介護へと移行となったほか、地域密着型サービスでは、第6期計画にあった小規模多機能型居宅介護1箇所が公募により遠軽圏域に開設されています。

図表4-5 町内介護サービス事業所の動向

区分	サービス種類	第5期末 事業所数	第6期 増減数	第6期末見込 事業所数
居宅 サービス	訪問介護	11		11
	訪問入浴介護	1	△ 1	-
	訪問看護	1		1
	訪問リハビリテーション	1	△ 1	-
	居宅療養管理指導	-		-
	通所介護	10	△ 7	3
	通所リハビリテーション	1		1
	短期入所生活介護	3		3
	短期入所療養介護	1		1
	福祉用具貸与	1		1
	福祉用具購入費	1		1
	特定施設入所者生活介護	1		1
	居宅介護支援・介護予防支援	7		7
地域密着型 サービス	小規模多機能型居宅介護	1	1	2
	認知症対応型共同生活介護	4		4
	介護老人福祉施設入所者生活介護	1		1
	地域密着型通所介護	-	7	7
介護保険施設 サービス	介護老人福祉施設	2		2
	介護老人保健施設	1		1
	介護療養型医療施設	-		-

3 介護保険施設の状況

第6期は大きな動きはなく、施設全体の定員総数が274名となっています。

図表4-6 介護保険施設数 平成29年12月31日現在 単位:箇所、人

区分	圏域	施設数	定員	ユニット型
介護老人保健施設	生田原	1	100	
介護老人福祉施設	遠軽	1	50	○
	丸瀬布	1	50	
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	丸瀬布	1	20	○
地域密着型 認知症対応型共同生活介護	遠軽	3	45	/
	生田原	1	9	
地域密着型特定施設入居者生活介護		-	-	
合計		8	274	

4 地域支援事業の利用状況

(1) 介護予防事業

地域支援事業は、要介護又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援する事業です。以下の事業を実施し、高齢者の生活支援及び介護予防を推進しました。

図表4-7 介護予防運動教室の実績

圏域	区分	単位	27年度	28年度	
遠 軽	A教室	実人員	人	68	78
		延人数	人/年	908	1,040
		回数	回/年	20	20
	B1教室	実人員	人	72	75
		延人数	人/年	891	1,015
		回数	回/年	19	20
	B2教室	実人員	人	75	75
		延人数	人/年	899	1,002
		回数	回/年	19	20
	C1教室	実人員	人	28	24
		延人数	人/年	484	438
		回数	回/年	24	23
	C2教室	実人員	人	24	24
		延人数	人/年	376	376
		回数	回/年	24	23
	おとこ組	実人員	人	24	25
		延人数	人/年	226	245
		回数	回/年	12	12
生田原	実人員	人	18	18	
	延人数	人/年	116	97	
	回数	回/年	9	9	
丸瀬布	実人員	人	23	29	
	延人数	人/年	100	135	
	回数	回/年	6	6	
白 滝	実人員	人	48	43	
	延人数	人/年	157	128	
	回数	回/年	12	10	
合計	実人員	人	380	391	
	延人数	人/年	4,157	4,476	
	回数	回/年	145	143	
計画	延人数	人/年	3,860	3,901	
	達成率	%	107.7%	114.7%	

図表4-8 生活支援サービスの実績

事業内容	単位	27年度			28年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
配食サービス事業 (任意事業)	人		108			107	
	食	10,000	9,520	95.2%	10,000	9,700	97.0%
生活管理指導員 派遣事業	人		3			2	
	回数	300	110	36.7%	300	88	29.3%
生活管理指導短期 宿泊事業	千円	8,300	7,624	91.9%	8,300	7,578	91.3%
	人	25	-	0.0%	25	-	0.0%
	千円	107	-	0.0%	107	-	0.0%

(2) 包括的支援事業

遠軽町地域包括支援センターは、地域支援事業の、①介護予防事業のマネジメント、②地域の高齢者の実態把握や介護保険以外の生活支援サービスの調整を含む総合相談支援事業、③高齢者虐待への対応などの権利擁護事業、④支援困難事例に対する介護支援専門員への支援や地域でのネットワークづくりなど包括的・継続的ケアマネジメント、⑤認知症高齢者及び家族への支援などの事業を行うため、平成19年4月1日に開設しています。遠軽町社会福祉協議会に委託し、現在、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種と事務員で事業運営を行っています。

遠軽町は広大な面積を有し、地域包括支援センターだけでは対応が困難なことから、在宅介護支援センターを各圏域の拠点（ブランチ）として運営し、各地域の高齢者の実態把握や相談業務、また、生活支援・介護予防業務などに当たっています。地域住民の身近な相談業務を担う在宅介護支援センターが各地域に配置されることにより、高齢者の心身の健康の保持と生活安定のために、必要な援助を行うとともに、保健医療の向上や福祉業務の推進の一役を担っています。

地域包括支援センターでは、27年度重点事業として、①地域ケア会議の充実、②独居高齢者の実態把握調査と高齢者マップの作成、③介護支援専門員への支援の3つの項目に重点を置き、事業を展開しました。

28年度は、①地域ケア会議の充実、②独居高齢者の実態把握調査と高齢者マップの作成の継続、③総合事業導入に向けての準備、④介護保険事業所連絡会議開催への支援に重点を置き実施しました。①では、介護保険法の改正により地域ケア会議の設置が義務付けされたことから、以前から行っていた地域ケア会議の内容を充実させ、毎回、個別ケースの検討を行い、その中から地域で共通する課題を発見していくよう努め、②では、調査した情報を基に高齢者マップを作成し、定期更新を行っており、③では、定期的に町介護保険担当と協議を重ね、介護支援専門員・訪問介護事業所・通所介護事業所に対する説明会を実施しスムーズに新事業として利用が開始できるように取り組み、④では、町内のグループホーム・デイサービス・ヘルパーステーションに、相互の課題解決や介護の質の向上のために連絡会議を設置し、定期的な開催の支援を行い、現在は町内各事業所のすべてが参加し、連携を深めています。

図表4-9 遠軽町地域包括支援センターの活動

内 容	単 位	27年度	28年度
介護予防ケアマネジメント事業(3月請求分)	人/月	166	179
うち委託	人/月	98	113
総合相談支援事業	件/年	1,324	1,358
権利擁護事業	件/年	33	12
うち虐待に関する相談	件/年	27	11
包括的・継続的ケアマネジメント事業			
地域ケア会議開催	回/年	42	38
ケアマネジャー調整会議開催	回/年	94	77
グループホーム運営推進会議出席	回/年	19	24
個別ケース会議開催	回/年	153	193

第5章 計画推進のための基本的事項

1 基本の方針

遠軽町総合計画 基本方針 「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」

町民の誰もが、もっとも住み慣れた場所で生涯を生き生きと健やかに暮らしたいと願っています。そのためには、誰もが健康で、生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支えあう、やさしさあふれる生活づくりが必要です。日々の健康づくりや生きがいづくり、身近な場所で安心して受けることができる医療や保健、福祉のサービス、ひとりの不幸も見逃さない地域ぐるみのつながりや支援体制づくりなど、誰もが生き生きと健やかに暮らすことができる生活づくりを進めます。

2 政策目標

(1) 要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態となることの予防の推進

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、連続的に一貫性を持ったマネジメントに基づく介護予防事業を実施し、要介護状態の発生と、悪化を予防するとともに、生活機能の維持・向上が図られるように支援します。

(2) 住み慣れた地域での継続した生活の実現

認知症高齢者を含む高齢者が、介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、福祉関係に携わる者が連携し、地域の各種サービスや人的資源活用をしながら支援を行います。また、在宅高齢者と介護福祉施設等との連携を図りながら、地域における包括的、継続的な支援体制の整備を図ります。

(3) ニーズに応じた多様な住まいの確保

高齢者の多様なニーズに対応しつつ高齢者が安心して暮らせるよう、介護を受けながら住み続けることができるよう、高齢者に配慮した住まいの支援策を推進します。

(4) 一人ひとりの状態に応じた適切なサービスの提供

高齢者に応じた福祉サービス事業の選択を基本とし、心身の状況、生活環境等に応じた適切なサービスを総合的かつ効率的に提供します。

(5) 高齢者の積極的な社会参加

地域社会の中で、高齢者の持っている知識と経験を活かして、積極的な役割を果たしていくような社会づくりを推進します。

(6) 高齢者の権利擁護

高齢者に対する虐待の防止やその早期発見のための取り組み、その他、権利擁護のための必要な援助に努めます。

3 重点課題

(1) サービス基盤の整備

介護予防のための地域支援事業を中心に、在宅高齢者等が望むサービスの充実を図ります。そのためには、各地域における社会福祉施設の有効利用を図りながら、より良いサービスの提供に努めます。

(2) 認知症高齢者支援対策の推進

年々増加傾向にある認知症高齢者に対し、早期段階から専門職が関わることで発症・進行遅延の介護予防を図ります。また、認知症高齢者へのサービスの提供に努め、尊厳ある暮らしが継続でき、家族が安心して社会生活を営むことができるよう取り組みます。

(3) 元気な高齢者づくり対策の推進

高齢者が健康で生きがいをもって生活をおくることができるよう、高齢者の生涯学習への助長と、地域の老人クラブや健康づくり活動への参加支援を行います。また、ボランティア活動などを通じて地域への社会参加活動ができるよう、体制づくりに取り組みます。

(4) 地域生活支援体制の整備

高齢者に対しては、介護予防にとどまらず生活全般にわたる支援が必要であることから、住民相互の支え合いを基本においた地域生活支援体制の構築を目指します。

(5) 利用者保護と信頼できるサービスの育成

利用者がサービスを適切に選択し、利用できるような福祉環境づくりを進めるため、サービスに関する情報提供や普及に取り組みます。

(6) 高齢者の保健福祉を支える社会的基礎の確立

高齢者保健福祉の向上を図るため、専門職の養成を進め、住民すべてが介護予防の大切さを理解し、参画できるような環境づくりに努め、広く高齢者や障害者に対し、やさしいまちづくりを目指します。

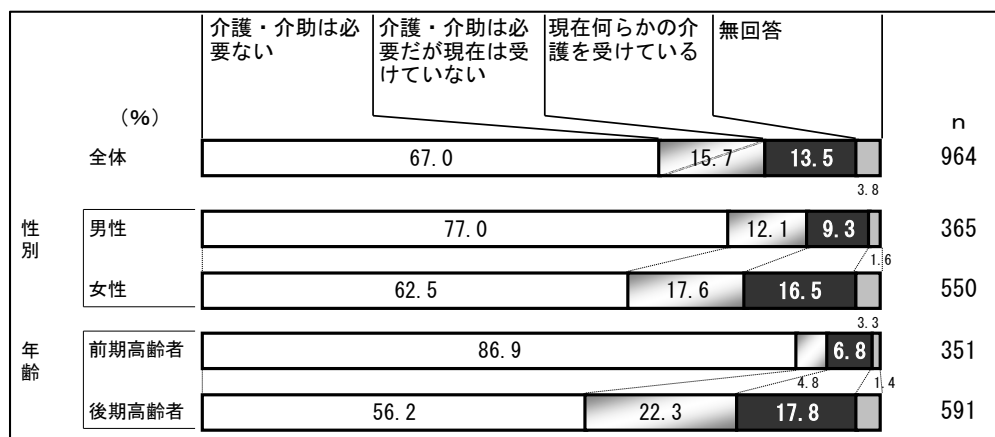
4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果の概要

第6期計画に引き続き、第7期計画作成にあたり、町民のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態を把握するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」を実施しました。調査により、定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況や介護状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業、介護給付サービスの充実等の取り組みを進めます。

まず、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、町内に居住する65歳以上の一般高齢者（要支援者、総合事業対象者を含む）1,300人に配付し、回収率74.2%となっています（26年度調査は配付1,600人、回収率74.6%）。

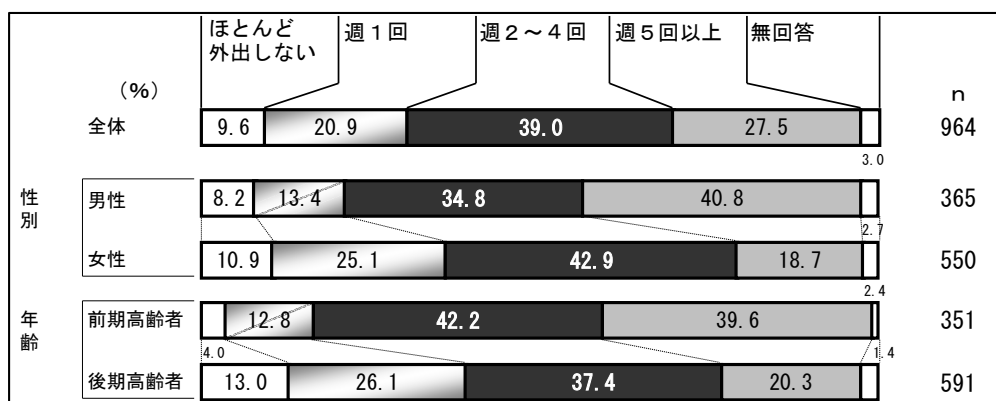
「あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか？」の問いに、必要ないが67.0%、介護・介助が必要だが現在は受けていないが15.7%、現在受けているが13.5%、となっています。

図表5-1 普段の生活で介護・介助が必要か



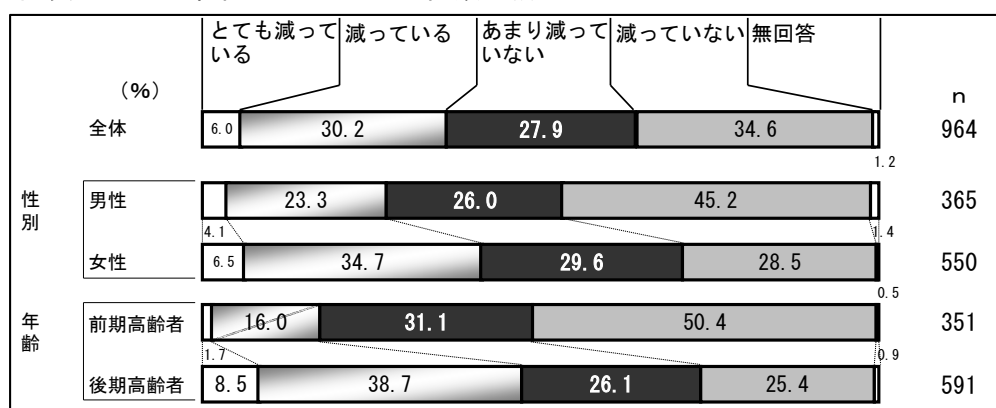
「週に1回以上は外出していますか」の問いには、週2から4回が39.0%、週5回以上27.5%、週1回20.9%、ほとんど外出しないが9.6%となっております。

図表5-2 週に1回以上の外出



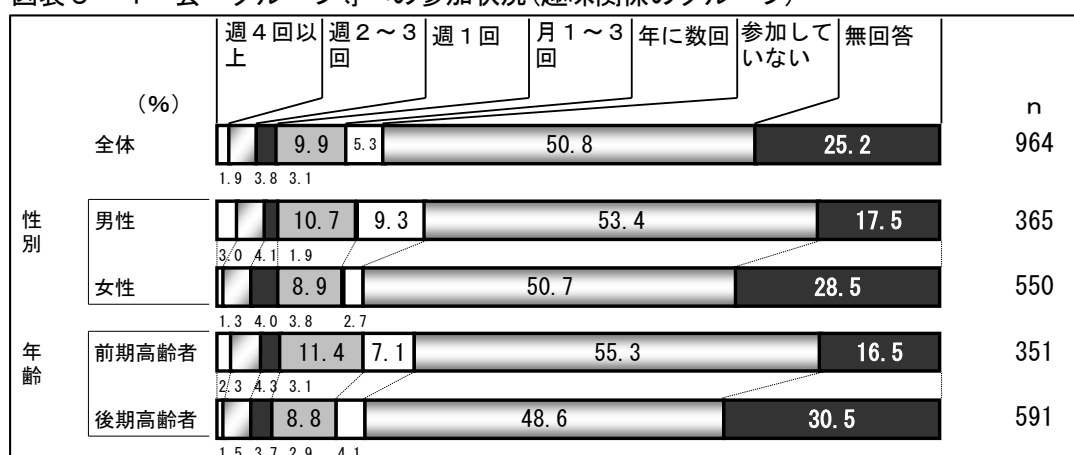
「昨年と比べて外出の回数が減っているか」の問いには、減っていないが6割強、減っているが4割弱を占めています。

図表5-3 昨年と比べて外出の回数が減っているか



会・グループ等への参加状況の設問で「会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか」の問いには、いずれも「参加していない」が最も多く、5割以上を占めています。

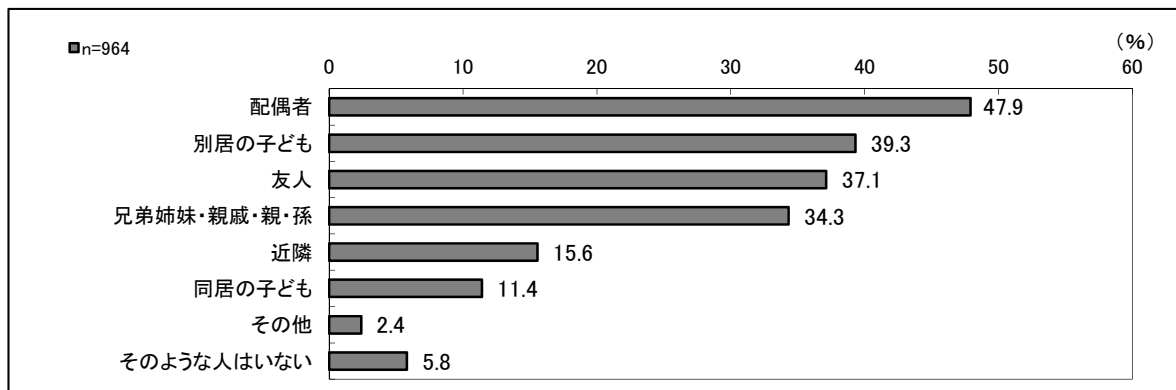
図表5-4 会・グループ等への参加状況(趣味関係のグループ)



「あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人」の問いに対しては、配偶者が 47.9%と最も高く、次いで、別居の子どもが 39.3%、友人が 37.1%などの順となっています。

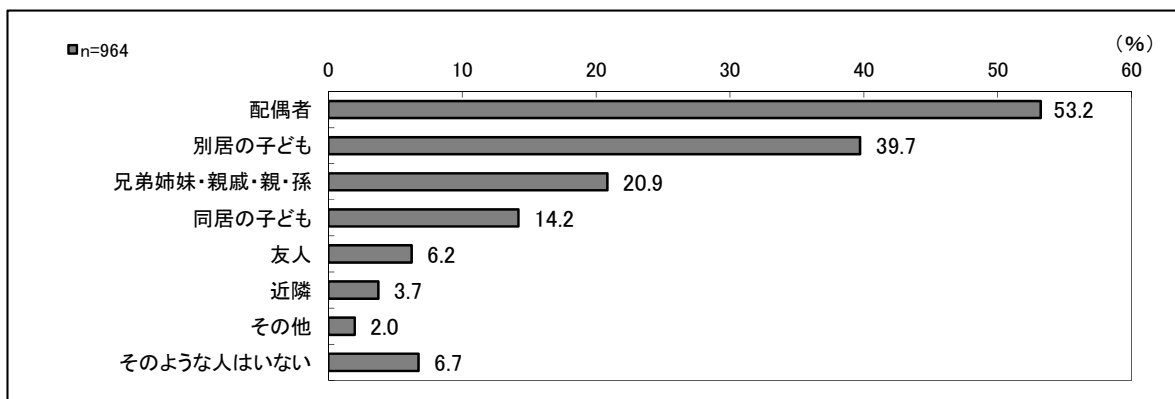
属性別にみると、多くで配偶者が第1位となっていますが、性別の女性では、友人が第1位となっています。

図表 5-5 あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人（全体／複数回答）



「あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人」の問いには、病気で寝込んだとき看病や世話をしてくれる人については、配偶者の 53.2%が最も高く、次いで、別居の子どもが 39.7%、兄弟姉妹・親戚・親・孫が 20.9%などの順となっていますが、属性別にみると、ほとんどで配偶者が第1位、別居の子どもが第2位となっているのに対し、性別の女性では別居の子どもが第1位、配偶者が第2位となっています。

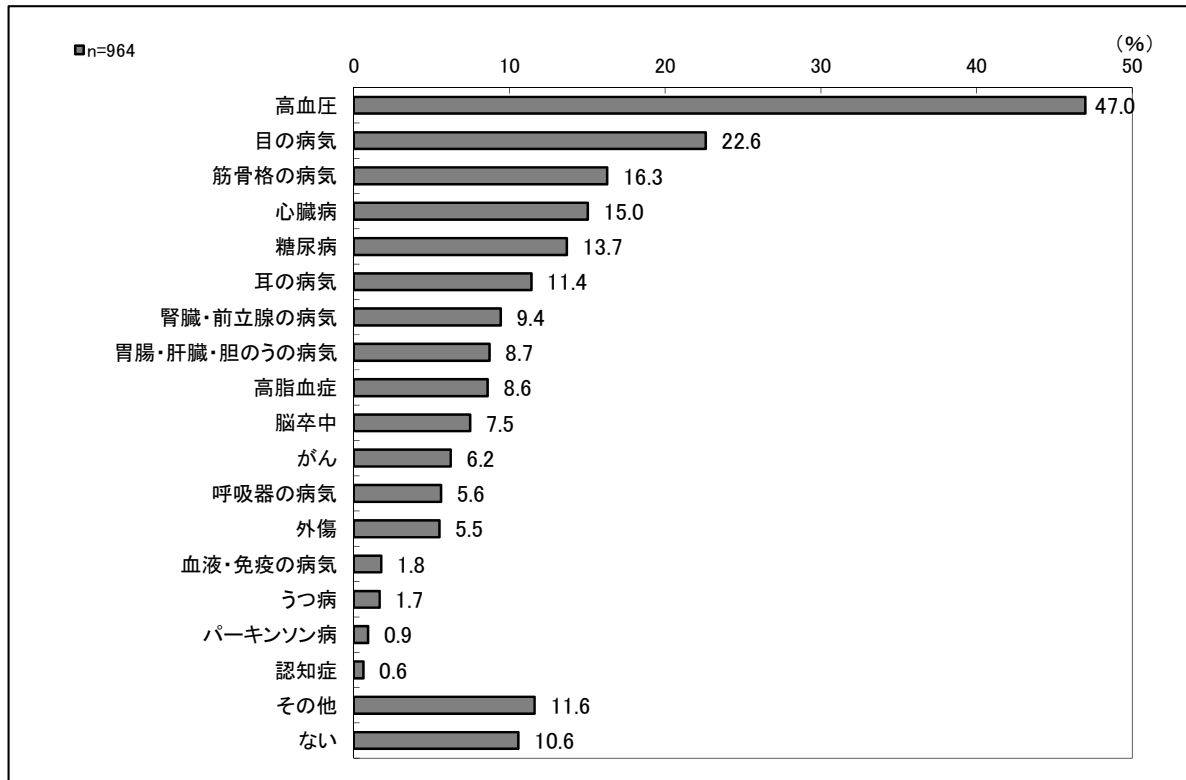
図表 5-6 病気で寝込んだとき看病や世話をしてくれる人（全体／複数回答）



「現在治療中または後遺症のある病気はありますか」の問いに対しては、高血圧の 47.0%が最も高く、次いで、目の病気の 22.6%、筋骨格の病気が 6.3%、心臓病の 15.0%などの順となっており、高血圧が他を大きく引き離して第1位となっています。

属性別にみても、性別・年齢別・地域別すべての属性で高血圧が第1位となっています。

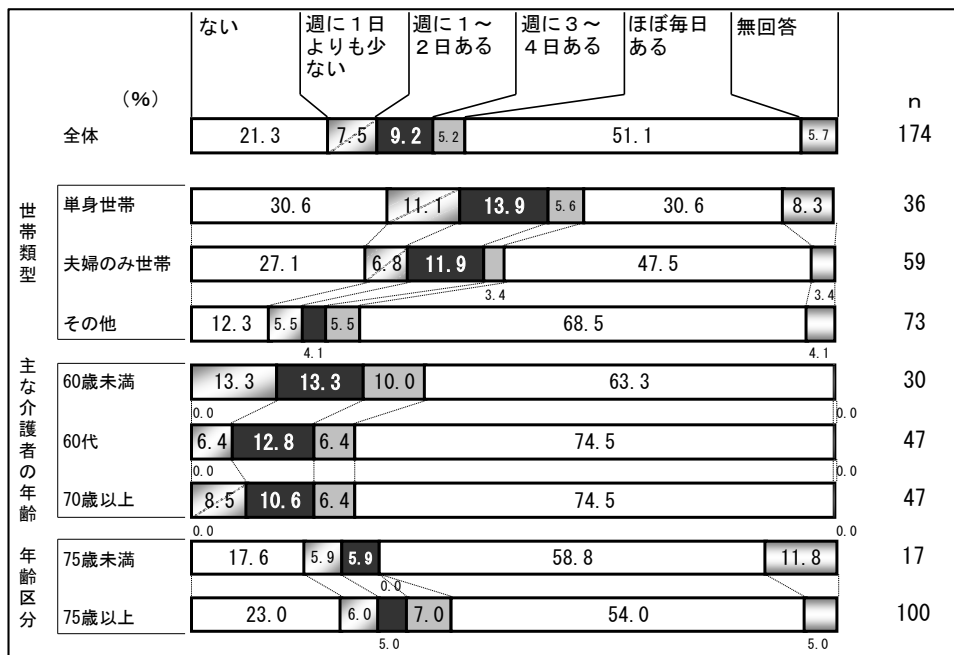
図表 5-7 現在治療中または後遺症のある病気（全体／複数回答）



続いて、「在宅介護実態調査」では、町内に居住する 65 歳以上の要介護認定受けられた在宅の高齢者 300 名に配付し、回収率 58.0%となっています。

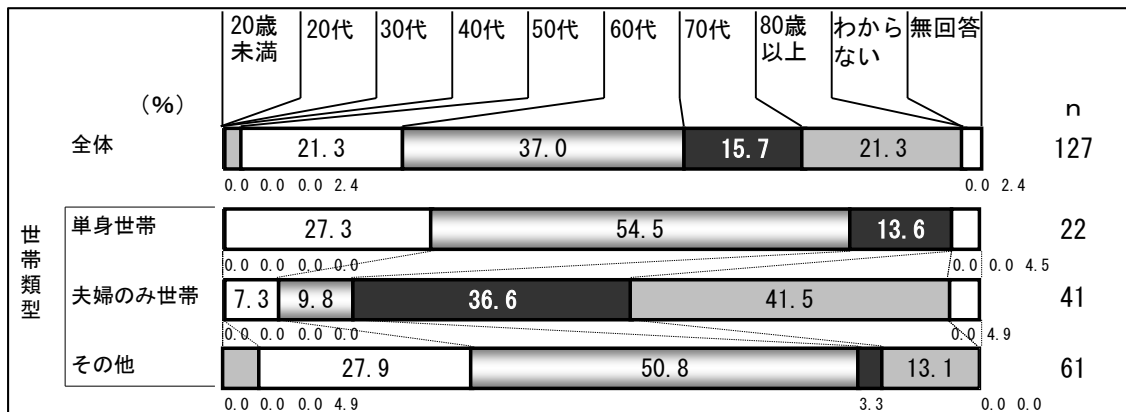
「ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか」の問いに、ほぼ毎日あるが 5 割強を占めています。

図表 5-8 家族や親族から受ける介護の頻度



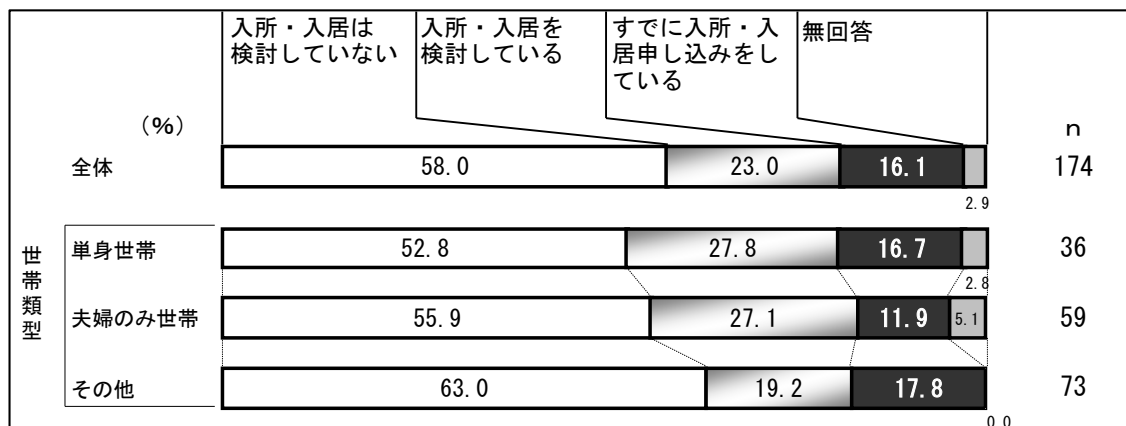
このうち、「主な介護者の方の年齢について」の問いに対しては、60代が4割弱を占め、60歳以上が7割強を占めています。

図表5-9 主な介護者の年齢



「現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について」の問いには、入所・入居は検討していないが 58.0%、入所・入居を検討しているが 23.0%、すでに入所・入居申し込みをしているが 16.1%となっています。

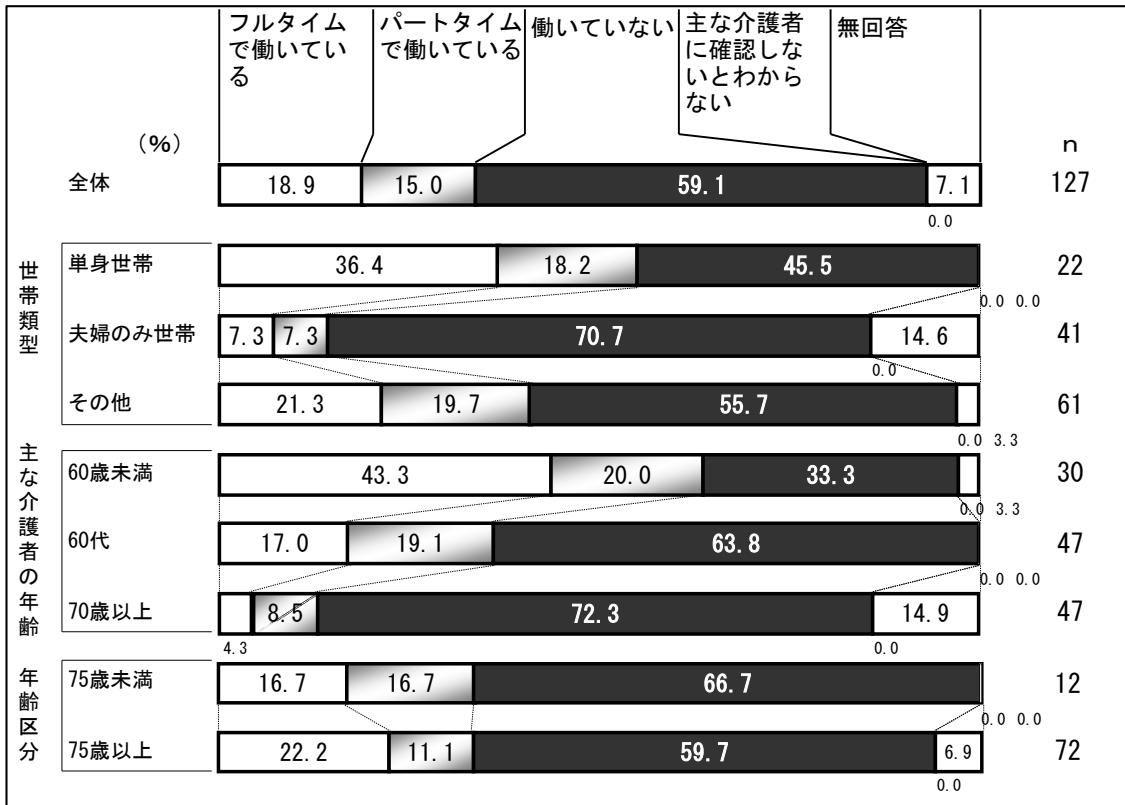
図表5-10 施設等への入所・入居の検討状況



「主な介護者の現在の勤務形態について」の問いには、働いていないが 59.1%と最も多く、フルタイムで働いているが 18.9%、パートタイムで働いているが 15.0%の順になっています。

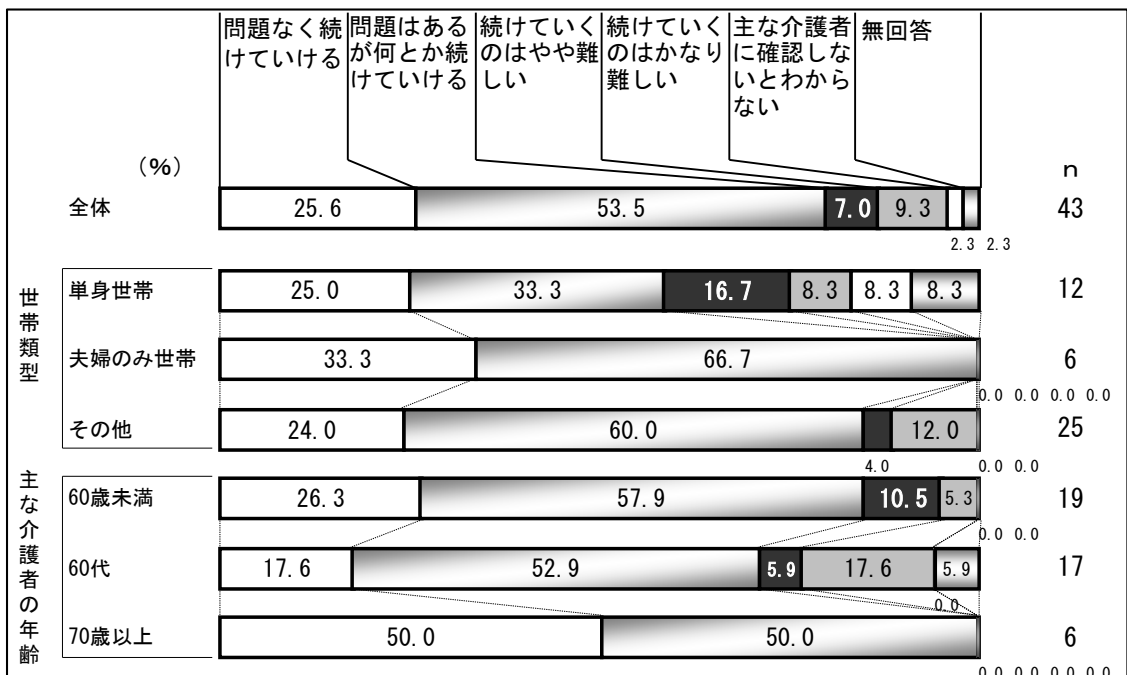
主な介護者の年齢で見ると、60歳未満ではフルタイムで働いているが4割強を占めています。

図表5-11 主な介護者の現在の勤務形態



「働いている主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか」の問いには、問題はあるが何とか続けていけるが53.5%、問題なく続けていけるが25.6%、続けていくのはかなり難しいが9.3%、続けていくのはやや難しい7.0%の順になっています。

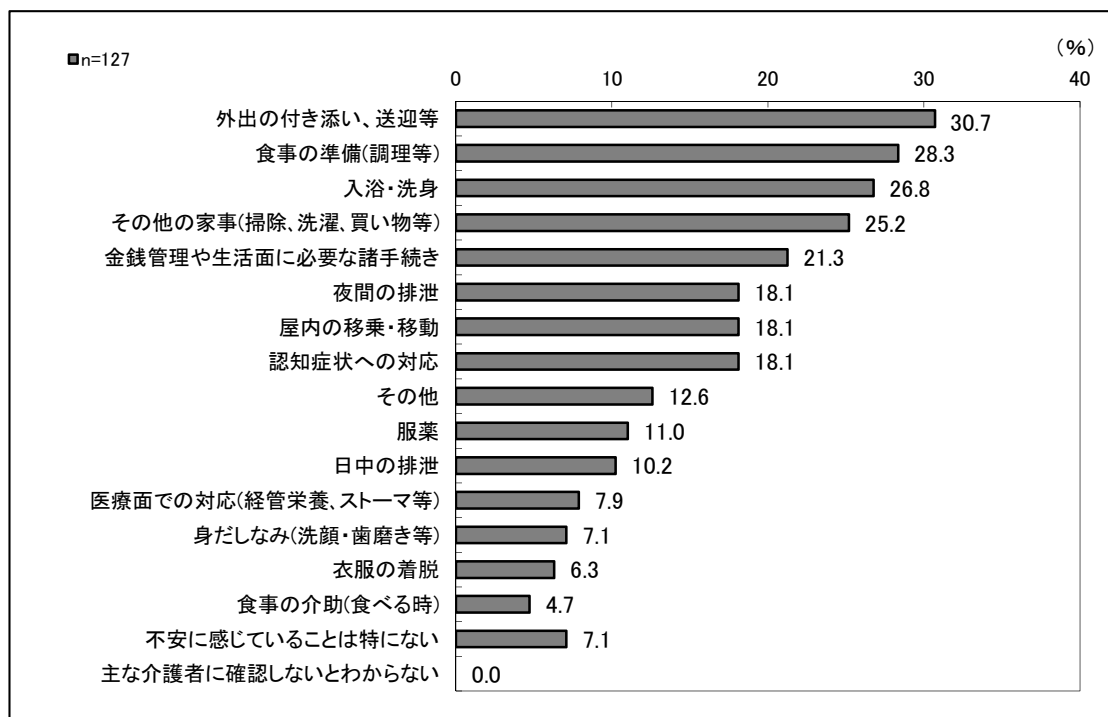
図表5-12 今後も働きながら介護を続けることについて



「現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について」の問いに対しては、外出の付き添い、送迎等の 30.7%が最も多く、続いて食事の準備(調理等)が 28.3%、入浴・洗身が 26.8%、その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)が 25.2%、金銭管理や生活面に必要な諸手続きが 21.3%となっています。

世帯類型別にみると、単身世帯では金銭管理や生活面に必要な諸手続きが第1位、その他の世帯では夜間の排泄・入浴・洗身が第1位となっています。

図表 5-13 主な介護者が不安に感じる介護等について (全体/複数回答)



第6章 サービスの量の見込みと確保のための方策

1 介護給付等対象サービス

これまでのサービスごとの利用者数、第1号被保険者及び要介護者等の推移、第6期のサービス提供実績、事業所の動向、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査など勘案し、国が示す参酌標準を参考とし、必要な水準の確保を目指します。サービス量の見込みに当たっては、国が示した地域包括ケア「見える化」システムを基本として算定しています。町内のどこに住んでいても必要な時に、利用者に合った最も適切なサービス等を受けられることが必要で、その方策として利用者の実情を見極め、サービスの提供可能な種類及び必要量を算出し、その必要量を元に給付費を算出しました。

また、地域包括支援センターなどを中心とした保健、福祉、医療関係者など専門職員との連携し、地域ごとの介護事業所の協力を得ながら、広域的な取り組みの中でサービスの確保を図っていきます。

(1) 居宅サービス

住み慣れた自宅で生活しながら介護サービスを受けられるよう、居宅サービスの充実を図ります。

① 訪問介護

既存事業者等との連携により、利用者が自立した生活を営めるようサービスの提供に努めます。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

既存事業所等による訪問入浴サービスの提供体制及び必要量の確保に努めます。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

既存事業者等の支援を行うとともに、地域の連携により、訪問看護サービスの提供に努め、訪問看護ステーションの充実に向けた支援を継続します。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医療機関等との連携により、利用者の心身機能の維持回復に努めます。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医療機関との連携により、療養管理指導等における居宅療養支援を行います。

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

既存事業者等との連携により、利用者が自立した生活を営めるようサービスの提供に努めます。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

医療機関等との連携により、利用者の心身機能の維持回復に努めます。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

既存事業者、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの連携により、供給量の確保に努めます。

⑨ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

他市町村での利用の増加と町内の既存施設の新たな指定1カ所を見込んでいます。運営施設と連携を図りながら必要なサービス量の確保に努めます。

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具貸与、特定福祉用具販売（福祉用具購入費）の供給体制確保に向けては、多様なニーズに対応できるよう地域の連携を図るとともに、福祉用具の支給に努めます。

⑪ 住宅改修、介護予防住宅改修

高齢者の居宅内での事故防止等、安全・快適な日常生活を営む上での住宅改修を支援します。

⑫ 居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの連携を強化し、迅速で適切なサービス提供体制を確保します。

(2) 地域密着型サービス

適切なサービスが提供されるよう指導監督に努め、利用者のサービス向上を図ります。

① 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

第6期において1箇所を公募により開設し、現状2箇所となっています。適切なサービスが提供されるよう指導監督に努めます。

② 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

現状の定員数54名を維持し、適切なサービスが提供されるよう指導監督に努めます。

③ 介護老人福祉施設入所者生活介護

第5期で1箇所開設しています。現状の定員数20名を維持し適切なサービスが提供されるよう指導監督に努めます。

④ 通所介護

28年度から小規模通所介護事業所について、地域密着型サービスへ移行しています。適切なサービスが提供されるよう指導監督に努めます。

⑤ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

医療ニーズのある利用者の対応も見込んだ在宅サービスの充実を図るため、1箇所公募による事業者確保を図ります。

⑥ その他

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護については、サービス量は見込んでいませんが、後期高齢者及び認知症高齢者など医療と介護を必要とする人の増加に対応するため、事業所と協議し、サービスの重要性を周知していきます。

(3) 介護保険施設サービス

① 介護老人福祉施設

27年度から特別養護老人ホームの入居者の重度化がはじまっており、特例入所を含め、適切かつ公平な入所判定が行われるよう、入所判定会議等に積極的に関与していきます。

② 介護老人保健施設

現状の入所者数の規模で推移することで見込んでいます。

③ 介護療養型医療施設

現行の介護療養病床の経過措置期間については6年間延長されました。老人保健施設等への転換については北海道医療計画と整合性を図りながら見込みました。

図表6-1 介護保険施設等定員の見込量

単位:箇所、人

区分	圏域	計商定員数		
		30年度	31年度	32年度
介護老人保健施設	生田原	100	100	100
介護老人福祉施設	遠軽	50	50	50
	丸瀬布	50	50	50
特定施設入居者生活介護	遠軽	-	60	60
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	丸瀬布	20	20	20
地域密着型 認知症対応型共同生活介護	遠軽	45	45	45
	生田原	9	9	9
地域密着型特定施設入居者生活介護		-	-	-
合計		274	334	334

(4) 低所得者に対する対策

① 特定入所者介護（介護予防）サービス費

町民税世帯非課税等の低所得者について、配偶者所得・預貯金等・遺族基礎年金など非課税年金の勘案をし、施設サービス、短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（介護予防）サービス費として現物給付されます（補足給付）。補足給付の対象となる低所得者は、町に申請し「負担限度額証」の交付を受けます。施設と連携して対象者の把握、申請の勧奨に努めます。

② 高額介護（介護予防）サービス費

要介護者や要支援者が支払った介護サービスの自己負担額が1カ月の限度額を超えた場合は、高額介護（介護予防）サービス費として、超えた分が払い戻しされます。対象者の把握に努め、申請を勧奨していきます。

③ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険の利用者負担額と医療保険・後期高齢者医療の一部負担金等の合計額が高額のと看、高額医療合算介護（介護予防）サービス費が、医療では高額介護合算療養費が支給されます。1年間の介護保険と医療保険・後期高齢者医療のなお残る負担額を7月31日時点での医療の世帯で合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分が払い戻しされます。

④ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

社会福祉法人は、その社会的役割の一環として、町長に申し出て、生計が困難な低所得者の利用者負担軽減に取り組みます。対象サービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定介護老人福祉施設サービスで、対象となる利用者負担額は、対象となるサービス等に要した費用及び食費、居住費とします。対象者は、その者の収入や預貯金等の額、世帯の状況、利用者負担額等を総合的に勘案し、特に生活が困難な者として町長が認めた者及び生活保護受給者としています。

⑤ 旧措置入所者の経過措置

特別養護老人ホームの旧措置入所者（介護保険法施行前に措置により入所していた人）については、介護保険の利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように、10%の定率負担や食事の特定標準負担額を減免する経過措置が行われており、当分の間継続します。

⑥ 受領委任払制度

福祉用具購入費及び住宅改修費の支給については、従来の償還払いに加え、一時的な費用負担の軽減が図られる受領委任払制度の活用を進めます。

図表 6-2 介護給付サービスの見込量

サービス区分		単位	介護予防サービス			介護サービス		
			30年度	31年度	32年度	30年度	31年度	32年度
居宅	訪問介護	人/月 回/月				211 4,618	211 5,664	222 7,774
	訪問入浴介護	人/月 回/月	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	訪問看護	人/月 回/月	35 13	29 13	25 14	62 291	61 254	61 200
	訪問リハビリテーション	人/月 回/月	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	居宅療養管理指導	人/月	-	-	-	11	15	19
	通所介護	人/月 回/月				99 817	99 853	99 885
	通所リハビリテーション	人/月 回/月	18 151	21 160	24 215	17 151	17 160	22 215
	短期入所生活介護	人/月 日/月	- -	- -	- -	41 545	43 620	45 723
	短期入所療養介護	人/月 日/月	- -	- -	- -	5 23	7 25	10 43
	福祉用具貸与	人/月	56	61	68	241	277	336
	福祉用具購入費	人/月	7	9	12	4	3	3
	住宅改修費	人/月	4	6	6	6	7	10
	特定施設入所者生活介護	人/月	1	1	2	15	19	25
	介護予防支援・居宅介護支援	人/月	220	262	306	417	427	460
地域密着型	小規模多機能型居宅介護	人/月	-	-	-	22	29	37
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	-	-	-	-	13	15
	認知症対応型共同生活介護	人/月	-	-	-	54	54	54
	介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月				20	20	20
	通所介護	人/月 回/月				240 1,748	242 1,665	244 1,583
施設	介護老人福祉施設	人/月				114	114	114
	介護老人保健施設	人/月				74	74	74
	介護療養型医療施設	人/月				-	-	-

図表6-3 介護給付費の見込量

単位：千円、%

介護サービス区分		給付費			増減率	
		30年度	31年度	32年度	31年度	32年度
介護予防サービス	介護予防サービス合計	30,053	35,080	39,587	16.7%	12.8%
	居宅サービス	30,053	35,080	39,587	16.7%	12.8%
	訪問介護	-	-	-	-	-
	訪問入浴介護	-	-	-	-	-
	訪問看護	3,367	2,813	2,478	-16.5%	-11.9%
	訪問リハビリテーション	-	-	-	-	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-
	通所介護	-	-	-	-	-
	通所リハビリテーション	6,979	8,184	9,158	17.3%	11.9%
	短期入所生活介護	-	-	-	-	-
	短期入所療養介護	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	2,666	2,895	3,216	8.6%	11.1%
	福祉用具購入費	1,631	1,998	2,549	22.5%	27.6%
	住宅改修費	3,094	4,641	4,641	50.0%	0.0%
	特定施設入所者生活介護	662	662	1,325	0.0%	100.2%
	介護予防支援	11,654	13,887	16,220	19.2%	16.8%
地域密着型サービス	-	-	-	-	-	
小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	-	
認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	
介護サービス	介護サービス合計	1,528,394	1,638,159	1,778,331	7.2%	8.6%
	居宅サービス	486,175	547,837	669,985	12.7%	22.3%
	訪問介護	173,876	211,026	286,405	21.4%	35.7%
	訪問入浴介護	-	-	-	-	-
	訪問看護	25,125	21,905	17,429	-12.8%	-20.4%
	訪問リハビリテーション	-	-	-	-	-
	居宅療養管理指導	1,643	2,211	2,711	34.6%	22.6%
	通所介護	66,747	69,300	71,487	3.8%	3.2%
	通所リハビリテーション	18,163	19,879	27,751	9.4%	39.6%
	短期入所生活介護	51,785	58,492	68,048	13.0%	16.3%
	短期入所療養介護	2,394	2,547	4,237	6.4%	66.4%
	福祉用具貸与	25,644	30,454	38,067	18.8%	25.0%
	福祉用具購入費	1,613	1,129	1,129	-30.0%	0.0%
	住宅改修費	4,327	5,049	7,212	16.7%	42.8%
	特定施設入所者生活介護	34,360	43,392	56,687	26.3%	30.6%
	居宅介護支援	80,498	82,453	88,822	2.4%	7.7%
	地域密着型サービス	462,361	510,204	528,228	10.3%	3.5%
	小規模多機能型居宅介護	58,295	76,245	98,384	30.8%	29.0%
	看護小規模多機能型居宅介護	-	35,884	40,879	皆増	13.9%
	認知症対応型共同生活介護	166,964	168,380	166,781	0.8%	-0.9%
	介護老人福祉施設入所者生活介護	60,025	60,052	60,052	0.0%	0.0%
	通所介護	177,077	169,643	162,132	-4.2%	-4.4%
	介護保険施設サービス	579,858	580,118	580,118	0.0%	0.0%
介護老人福祉施設	351,899	352,057	352,057	0.0%	0.0%	
介護老人保健施設	227,959	228,061	228,061	0.0%	0.0%	
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	
小計	1,558,447	1,673,239	1,817,918	7.4%	8.6%	
高額介護サービス等費	37,752	39,263	40,834	4.0%	4.0%	
高額医療合算介護サービス等費	6,924	7,263	7,619	4.9%	4.9%	
特定入所者介護サービス等費	93,022	96,743	100,613	4.0%	4.0%	
審査支払手数料	1,904	2,013	2,128	5.7%	5.7%	
介護給付費合計	1,698,049	1,818,521	1,969,112	7.1%	8.3%	
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	-503	-877	-1,033	74.4%	17.8%	
介護給付費合計	1,697,546	1,817,644	1,968,079	7.1%	8.3%	

2 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者等に対して、要介護状態等になることを予防し、要介護状態になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域住民やボランティア、介護事業者等が一体となって高齢者を支えるため地域支援事業を行います。

高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活がおくれるよう以下の事業を総合的に実施します。なお、介護予防事業については各地域の特性にあった事業を実施していきます。

① 訪問型・通所型サービス

予防給付対象サービスのうち、訪問介護及び通所介護については、総合事業へ移行しています。遠軽町では、要支援者の認定有効期間の更新に合わせ、平成29年4月から移行しており、平成30年4月までには完全移行します。

既存事業者がサービス提供の中心となっていますが、民間法人、NPO法人、ボランティア団体など、多様な主体によるサービス提供ができるよう、今後も介護事業者、関係団体と協議し検討していかねばなりません。

図表6-4 訪問型・通所型サービスの見込量

事業名	単位	30年度	31年度	32年度
訪問型	人/月	80	80	80
	千円	16,892	16,980	17,068
通所型	人/月	100	100	101
	千円	23,851	23,975	24,099

② 生活支援サービス

現状の事業量で見込んでいます。今後も各関係機関と協議し、地域に見合う多種多様なサービスの構築に向けて検討していきます。また、任意事業についても引き続き提供していくことで見込んでいます。

図表6-5 生活支援サービスの見込量

事業名	内容	単位	30年度	31年度	32年度
配食サービス事業 (総合事業分)	食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、利用者の安否確認も行います。	人	40	40	40
		食	3,500	3,500	3,500
		千円	5,500	5,500	5,500
配食サービス事業 (任意事業分)		人	80	80	80
		食	6,500	6,500	6,500
		千円	10,930	10,930	10,930

③ 介護予防教室

高齢者に対して、要介護の状態となることを予防するため、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の正常化を図り、介護予防の一環を担うことを目的に実施します。

現在は町が主体となって実施していますが、NPO、老人クラブ、自治会、ボランティア団体など多様な団体が主体的に取り組めるよう、指導者の養成と確保を図ります。

図表6-6 介護予防運動教室の内容

区分	対象者	内容	回数	場所	指導者	送迎
A教室	一般高齢者	20回を3つの時期に分け、コンディショニング期、筋力増強期、機能トレーニング期とし、筋力アップを図る。	2時間 月2回 延べ20回	げんき21 多目的ホール	運動インストラクター 保健師	×
B教室						
S教室						
C教室	要支援になるおそれのある高齢者	要支援、要介護になることの予防を目的とする。 運動、栄養、口腔、認知、うつ予防など全てについて少しずつ盛り込んだプログラム。毎回運動機能訓練(ストレッチ、筋トレ)は実施する。年2回の屋外教室も実施。	90分 月2~3回 延べ24回	げんき21 多目的ホール	保健師 看護師 理学療法士 作業療法士	○
おとこ組	一般高齢者の男性対象	男性参加者の比率が低いことから、男性限定の運動教室を開催する。 運動機能の維持・増強を主な目的とし、料理教室や競争性をもたせたレクリエーションを実施。	90分 月2回 延べ20回	げんき21 多目的ホール	運動インストラクター 保健師 看護師	×

図表6-7 介護予防運動教室の見込量

圏域	区分	単位	30年度	31年度	32年度	
遠軽	A教室	実人員	人	60	60	45
		延人数	人/年	840	840	630
		回数	回/年	20	20	20
	B1教室	実人員	人	60	60	45
		延人数	人/年	720	720	540
		回数	回/年	20	20	20
	B2教室	実人員	人	60	60	45
		延人数	人/年	720	720	540
		回数	回/年	20	20	20
	S教室	実人員	人	60	60	45
		延人数	人/年	720	720	540
		回数	回/年	20	20	20
	C1教室	実人員	人	20	20	20
		延人数	人/年	360	360	360
回数		回/年	24	24	24	
C2教室	実人員	人	20	20	20	
	延人数	人/年	360	360	360	
	回数	回/年	24	24	24	
おとこ組	実人員	人	25	25	25	
	延人数	人/年	400	400	400	
	回数	回/年	20	20	20	
生田原	実人員	人	20	20	20	
	延人数	人/年	120	120	120	
	回数	回/年	10	10	10	
丸瀬布	実人員	人	30	25	25	
	延人数	人/年	120	100	100	
	回数	回/年	6	6	6	
白滝	実人員	人	40	40	40	
	延人数	人/年	120	120	120	
	回数	回/年	10	10	10	

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

高齢者の自立した生活を支援するためには、家族介護者を含め地域の保健・医療・福祉関係機関やボランティア等が一体となって支えることが必要です。こうした取り組みを進めるため、地域包括支援センターが「遠軽町地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針」に基づき、包括的な支援事業を展開し、実施する役割を担います。

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する総合相談、要支援者等への介護予防ケアマネジメント、地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を実施する包括的・継続的マネジメント支援、高齢者虐待対応や成年後見制度の活用などの権利擁護業務、認知症高齢者及び家族への支援など、包括的支援事業を地域包括支援センターで実施します。

遠軽町は広大な面積を有し、地域包括支援センターだけでは対応が困難なことから、在宅介護支援センターを各圏域の拠点（ブランチ）として継続して運営し、各地域の高齢者の実態把握や相談業務、また、生活支援・介護予防業務などに当たります。地域住民の身近な相談業務を担う在宅介護支援センターが各地域に配置されることにより、高齢者の心身の健康の保持と生活安定のために、必要な援助を行うとともに、保健医療の向上や福祉業務の推進の一役を担います。

図表6-8 地域包括支援センター等数

区 分		圏域	箇所数
遠軽町地域包括支援センター		遠軽	1
ブ ラ ン チ	遠軽町在宅介護支援センター	遠軽	1
	生田原在宅介護支援センター	生田原	1
	丸瀬布在宅介護支援センター	丸瀬布	1
	白滝在宅介護支援センター	白滝	1
合 計			5

② その他の包括的支援事業

地域包括ケアシステムの構築を目指し、既に第6期中に地域包括支援センター職員を増員することで強化を図っているところであり、今後も多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を目指し、実務者レベルの地域ケア会議を通しての地域課題の把握と解決に向けて取り組み、医師・介護保険事業所との在宅医療・介護連携の推進、認知症地域支援推進員を中心とした認知症施策の推進と認知症初期支援チームの運営、生活支援体制整備事業については、事業実施者との連携を深め推進していきます。

第7章 介護保険料の設定

1 保険料基準額（平成30年度から平成32年度）

介護保険料は、3年毎に見直される介護保険事業計画に沿って設定されます。遠軽町における第7期の第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料基準額は月額で4,500円、年額で54,000円となります。第6期において、これまでの6段階8区分の分類を9段階に区分し、低所得者の負担軽減を図っていましたが、第7期についても同様に9段階に区分し、低所得者の負担軽減を図っていきます。

今回の算定に当たり、町で保有する介護給付準備基金の一部を取り崩し、被保険者の負担軽減措置を講じています。

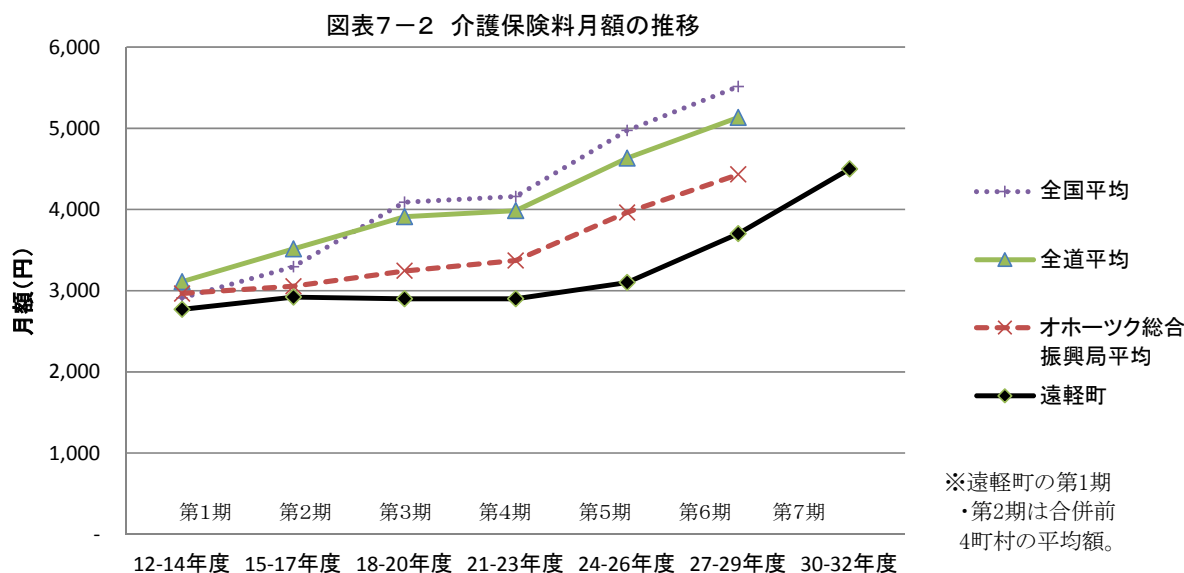
図表7-1 第7期介護保険料

単位:円

区分	調整率	月額	年額	対象となる方	
第1段階	0.45	2,025	24,300	世帯全員 町民税非課税	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の方
第2段階	0.62	2,790	33,400		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年120万円以下の方
第3段階	0.75	3,375	40,500		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年120万円を超える方
第4段階	0.90	4,050	48,600	世帯に町民税課税者がいる	本人町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の方
第5段階	1.00	4,500	54,000		本人町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円を超える方
第6段階	1.20	5,400	64,800	本人町民税課税	合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	1.30	5,850	70,200		合計所得金額が120万円以上200万円未満の方
第8段階	1.50	6,750	81,000		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階	1.70	7,650	91,800		合計所得金額が300万円以上の方

2 介護保険料の推移

管内、全道、全国と比較し、遠軽町の介護保険料は低く推移しています。



第8章 計画推進のための具体的取り組み

1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム「まちぐるみの支え合いの仕組み」の構築を実現していきます。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させる必要があります。遠紋地域は、24時間対応できる医療機関がない道内3圏域のひとつです。紋別保健所や近隣市町村と連携し、地域の医師会等の協力を得ながら、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を推進していきます。

- ① 在宅医療・介護連携を推進するための資源の現状に関する情報収集を行い、当該情報を踏まえ、介護サービス事業者及び医療機関（以下「介護サービス事業者等」という。）のリスト又はマップを作成すること等によって、当該資源の現状に関する介護サービス事業者等の理解を高めるための情報の共有。
- ② 在宅医療・介護連携に関する関係者の参画する会議の開催。
- ③ 地域包括支援センター、介護サービス事業者、介護支援専門員等に対する相談支援。
- ④ 介護サービス事業者等において、きめ細かな介護サービス及び医療サービスの提供が可能となるような情報共有の支援。
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する研修会の実施。
- ⑥ 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者のニーズに応じて24時間365日対応できる体制の構築。
- ⑦ 地域住民に対する在宅医療・介護連携に関する事項の普及啓発。
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村間の連携。

(2) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、国が策定し実施している新オレンジプランに基づき、認知症高齢者を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を把握し、認知症施策に関する関係者間の連携を推進していきます。

- ① 認知症ケアパスの作成
- ② 認知症初期集中支援チームの活用
- ③ 認知症地域支援推進員を中心とした総合的支援
- ④ はなカフェ（認知症カフェ）の開催継続と拡大
- ⑤ 若年性認知症施策の実施
- ⑥ 市民後見人の育成、支援組織の体制整備
- ⑦ 認知症サポーターの養成と普及その他市町村が行う認知症の人とその家族への支援に関する取り組み（認知症サポーター数：平成29年12月末日現在1,402名）

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

今後、認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を継続するための日常的な生活支援を必要とする方の増加が見込まれます。こうした高齢者やその家族を含め、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、配食、買い物・調理・掃除などの家事支援や除雪などの生活支援の必要性が増加しており、地域の実情に応じて、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待されます。

そのためには、行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが求められますが、同時に、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる取り組みが重要となります。

このため、生活支援・介護予防サービスの推進では、多様な主体によって進められることから、協議体の設置を進めることや、コーディネート機能の充実を図ることが必要となります。

- ① 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、支援の場につなげる資源開発
- ② 活動主体等のネットワークの構築：協議体の設置
- ③ 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチング
- ④ 生活支援コーディネーター・団体の養成確保

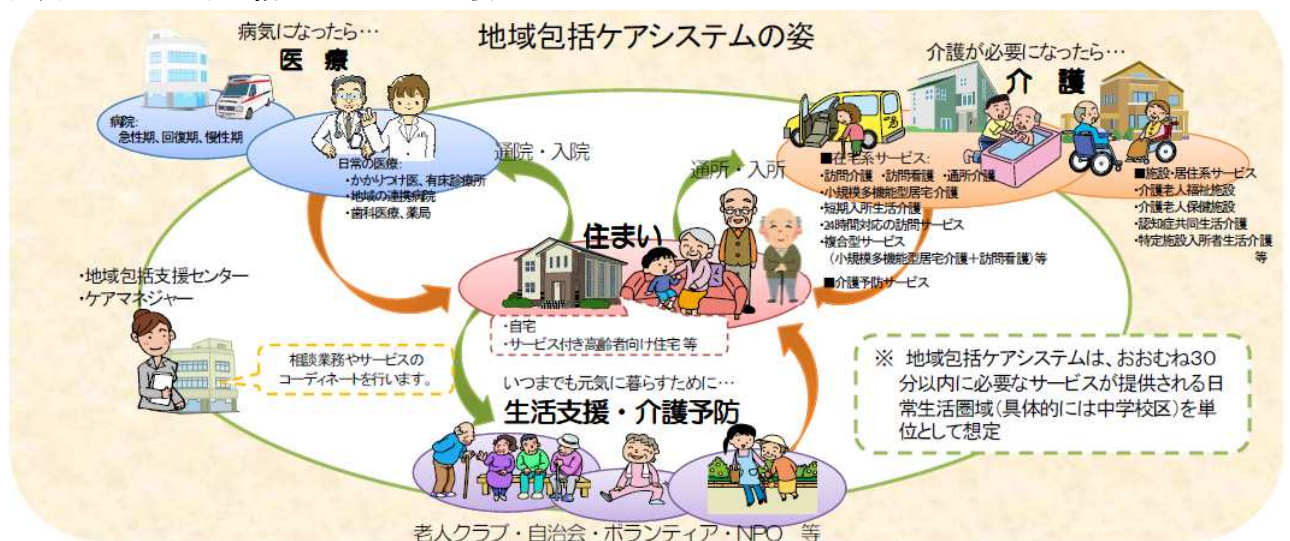
(4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域において、それぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健・医療・介護などのサービスが提供される前提となります。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急通報システム、バリアフリーを考慮した公営住宅の設置など、関係機関と連携を図り進めていきます。

また、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者など多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、養護老人ホームや高齢者総合福祉センター、高齢者共同生活支援施設がその役割を果たしていくこととなります。

図表 8-1 地域包括ケアシステムの姿



2 地域包括支援センターの充実強化

(1) 地域包括支援センターの充実強化

地域包括ケアシステム構築のために必要な事業として、上記の在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に係る事業は、包括的支援事業に位置付けられますが、高齢者の総合相談等から適切な支援につなげていくセンターの業務は、これらの事業全てと密接に関係することとなります。これらの事業の実施のため、センターに専門職を配置して実施するほかに、センター以外の事業主体に事業を委託する場合であっても、センターがこれらの事業主体と連携できる体制を構築することが必要となってきます。地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進していく中で、地域の住民にとって、効果的なセンター運営が安定的・継続的に行われていくことが重要となります。

(2) 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターは、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催します。地域ケア会議では、地域課題を解決していくために、需要に見合った社会資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を図っていくことが必要となります。また、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図ることは、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることにつながります。

(3) 町の責務

地域包括支援センターを町が設置する場合、委託により設置する場合のいずれにおいても、町は設置の責任主体として、センターの運営に適切に関与する必要があります。また、委託により事業を実施する場合は、事業実施に係る実施方針を定め、事業推進の指針等を明確に示していきます。

(4) 効果的な運営の継続

継続的に安定した事業実施につなげるため、センターは自らその実施する事業の質の評価を行うことにより、その実施する事業の質の向上に努めることが必要であるとともに、町と運営協議会が連携しながら定期的な点検を行い、センターの運営に対して適切に評価を行い、効果的な運営の継続を図ります。

3 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が健康で生き生きとした生活をおくるためには、適切な保健・医療・福祉サービスの提供を受けながら、「自分の健康は、自分で守る。」という意志を持ち続けることが、元気な身体を維持することにつながります。高齢者みんなが要介護者等にならないよう若い時から健診を受け病気を予防し、生きがいをもって生活ができるよう健康づくり、介護予防に取り組みます。

(1) 健康づくりの推進

生活習慣の改善による疾病の危険因子の低減を図るため、遠軽町ヘルシープランや遠軽町データヘルス計画、遠軽町特定健康診査等実施計画を推進するなど、健康づくりの普及啓発に努めます。町民が主体的に健康づくりに取り組むよう、健康づくり推進委員会や関係団体と連携し、多様化するニーズを踏まえながら、個人の主体的な取り組みを支援する環境づくりや、健康づくり指導者の養成が必要です。

より多くの高齢者が取り組めるよう、身近で簡単な屋内外を含めた高齢者スポーツや、介護予防事業等を通じて高齢者誰もがができる運動として「歩く」ことを奨励します。各地域のウォーキングマップを作成し周知に努め、ノルディックウォーキングなどの普及を図ります。

(2) 介護予防の推進

町の特定健診受診者を増やし、要介護状態につながる病気になる可能性が高い結果の人から、適切な治療と生活習慣を目指した保健指導を行います。また、現在、町が主体となって取り組んでいる介護予防教室について、その継続を図るとともに、多様なサービス提供者や団体が主体的に取り組むことで、高齢者が選択できるような体制を整備するため、生活コーディネーターや関係団体と連携し指導者の養成を図ります。

地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センター、医療機関、介護支援サービス事業所、保健師等と一体となった体制づくりに努めます。理学療法士や作業療法士など、リハビリ専門職を活用した介護予防を進めるため、資源の確保を図っていきます。

4 介護サービス基盤の整備

要介護者等の高齢者の需要に応じた良質なサービス基盤の計画的な整備を進め、多くの高齢者が望む、可能な限り在宅で自立した日常生活がおくれるよう、在宅サービスを重視するとともに、町内にある施設を共有することにより、効率的なサービス供給体制に努めます。

新しいサービス、改築等による集積的整備で、より良いサービスを提供できると判断した場合には、地域の理解や実情も十分踏まえながら整備の推進を検討します。

(1) 人材確保対策

高齢者の増加に伴い介護サービスは増加しますが、サービスを担う介護福祉士や看護師などの専門職の不足が懸念されます。多様にわたる介護ニーズに対応するため、介護職員初任者研修費助成事業の推進など資格取得者の育成と確保を支援します。

(2) 人材の養成研修の推進

ケアマネジメントや、地域の介護支援専門員への指導助言、困難事例に対する支援等の包括的支援事業が円滑に行われるよう、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所職員等の資質の向上を支援します。

(3) 認知症介護の充実

住民全てが、認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るとともに、認知症介護に携わる職員の資質向上を支援します。

(4) 各圏域のサービス提供体制の確保

各圏域内の人口減少が著しい小規模集落において、在宅で自立した日常生活がおくれるためのサービス提供体制が確保されるように支援します。

(5) 施設における生活環境の向上

高齢者が、各施設において快適な生活をおくれるよう、居室においては個室化や、多様な施設サービス等を望んでいます。既存施設の中で、改築がなされる時には、高齢者の望むより良い施設づくりを支援します。

(6) 共生型サービス提供事業所の指定

障害のある子どもと高齢の親が、親の介護が必要になっても共に生活ができること。また、障害者が高齢になっても、住み慣れた施設で暮らし続けられること等を目的に、平成29年6月の介護保険法改正で、介護保険と障害福祉両方の制度が利用できる共生型サービスが創設されました。

地域共生社会の実現に向け、共生型サービス提供事業所の指定について、今後、国の動向に沿って適切に推進します。

5 高齢者が利用しやすい生活環境の整備

各種活動や、友人・知人との触れ合い、外出など日常生活において活動することが健康づくりの基本といえます。このため、高齢者が安全で、安心して活動できる整備の推進に努めます。

(1) 公共施設におけるバリアフリー

公共施設においては、段差のない施設、スロープの設置、多目的トイレの設置、エレベーター、点字ブロック等を整備してきていますが、今後も関係部局に対し整備の要請に努めます。

(2) 道路の整備

道路についても、歩道の延長・拡幅、車・歩道段差の解消、ロードヒーティング、点字ブロックの設置等を整備してきていますが、今後も関係部局と十分検討しながら整備の要請に努めます。

(3) 交通機関等移動手段の確保

高齢者の移動に必要な交通機関等、移動手段の整備については、民間バスや町営バス路線、鉄道、民間ハイヤーがありますが、これら交通手段の確保に努めます。

6 高齢者の積極的な社会参加

高齢者が健康で生活するためには、健康づくりの推進とともに生きがいのある生活と目標が重要な要素となります。高齢者も社会を支える一員として、ボランティア活動や社会参加、生涯学習、就労対策等が充実することで、閉じこもりの防止や介護予防につながり、大きな成果が期待され、その機会提供に努めます。

(1) 高齢者の就業機会の拡大を通じた生きがいづくりや、社会参加を促進するために、「シルバー人材センター」や「老人クラブ」等の活動促進に努めます。

- ・ 老人クラブ等の活動を支援します。
- ・ 老人クラブ等の指導者育成に努めます。
- ・ 老人クラブ等の活動拠点の確保を支援します。
- ・ 高齢者によるボランティア活動等を推進します。
- ・ 地域内の民生児童委員や老人クラブ、各種団体と協力し健康づくりの推進に努めます。
- ・ 高齢者が集う、町内の社会福祉施設等の利用に務めます。
- ・ 高齢者の就業機会の拡大に努めます。
- ・ 高齢者に対する技能取得の機会提供に努めます。

(2) 高齢者の多様なニーズに対応した生涯学習の内容の充実を図ります。

- ・ 高齢者に対する健康等に関する学習を推進します。
- ・ 異世代交流を推進するため、教育機関等との連携を図ります。
- ・ 高齢者の持つ技能、知識を活用する場の創設、提供に努めます。

(3) 高齢者の生きがいと健康の保持、増進を図るため、高齢者の文化・スポーツ活動や健康づくり活動を支援します。

(4) 社会福祉協議会等の協力により、地域交流の場の提供に努めるなど、連携に努めます。

7 高齢者保健福祉に関する行政等の体制

高齢者により良いサービスを提供するには、行政内部の各関係部局や、関係機関との連携が必要であり、連携を図りながらサービス提供に努めます。

(1) 行政内部での関係部門との連携体制

- ① 総合相談、サービス情報提供、広報体制について、行政内部での関係部局及び各関係機関と連携し対応していきます。
- ② 行政内部において、保健分野・福祉分野・医療分野・労働分野・住宅分野等の連携の充実を図り、高齢者福祉の向上にむけた福祉環境づくり促進します。

- ③ 保健・福祉・医療分野等の連携による情報の共有により、効率的なサービスの提供に努めます。
- ④ 高齢者の生きがい対策の一環として、生涯学習等を推進するため、社会教育関係者の協力を得ながら体制づくりに努めます。
- ⑤ 高齢者が暮らしやすい町づくりの推進に向け、都市計画関係部局との連携に努めます。
- ⑥ 高齢者が利用しやすい行政サービス提供の体制推進に向け、関連各課等との連携を図ります。

(2) 地域関連団体との連携体制

- ① ケアマネジメントやケアプランに基づき、利用者の希望が尊重されるようサービス事業者や地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどと調整を図りながらサービス提供に努め、福祉サービスの向上と、体制の強化に努めます。
- ② 医療機関や遠軽地区医師会との連携を図り、医療系サービスの提供体制の充実に努めます。
- ③ 高齢者保健福祉の展開は地域に根ざしており、老人クラブ、自治会等などの地域の福祉関係団体との連携が重要となります。このため、各福祉関係団体との連携はもとより、他団体間同士の交流・連携も視野に入れた活動への支援策を検討し、推進していきます。
- ④ ボランティア等民間団体への支援

地域の保健福祉環境の整備等において、ボランティア等民間団体が担う役割は今後ますます重要となってきます。このため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体等への支援として以下の方策を推進します。

- ・ ボランティア団体等の活動内容を住民に情報提供し、活動への支援及び住民の理解を推進します。
- ・ ボランティア団体等の活動施設の確保等を支援します。
- ・ 相互扶助の観点から、高齢者自身によるボランティア団体等の組織化・活性化を推進します。

8 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会福祉事業を行なうことを目的に設立された法人であり、行政施策の実施主体として地域への貢献を実施してきました。地域コミュニティにおいては、向こう三軒両隣の考えにより、近隣住民や自治会等の助け合いが実施されています。近年、過疎化や核家族化、高齢者世帯の増加、住民同士の繋がり希薄化の進行など、従前の地域コミュニティにおける担い手が大幅に不足しています。このようなことから、社会福祉法人として、これまで実施してきている社会福祉事業を拡大・充実させた地域への積極的な取り組みや参入が期待されています。

9 災害に備えた地域づくりの推進

支援が必要な高齢者や障害者等が地域で安心して暮らすためには、平常時から、災害による生活環境の変化などに対応でき、必要なときに適切な支援が受けられる地域の体制づくりを進めます。高齢者や障害者等を含む要援護者の安全確保を図るため、災害時における避難所への支援体制を整備し、必要な物資や機材、人材の確保の取り組みを推進します。

(1) 北海道と施設関係団体の協定

大規模災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障害者が入所する施設では、避難や入所者の安全確保、生活維持について個別の施設による取り組みだけでは限界があることから、北海道と施設関係団体が連携して、入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援が実施できるよう、平成26年11月5日協定を締結しました。協定に基づき、町も北海道と連携を図っていきます。

(2) 遠軽町内における福祉避難所の設置

遠軽町内には、大規模な火災、風水害、地震などの災害時における一般の避難所 47 か所を指定していますが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のような大規模な災害時には、避難生活が長期化し、高齢者や障害者などの方々の中には、障害者用トイレやバリアフリー又は専門的なケアなどの福祉的配慮が必要となり、一般の避難所では避難生活に支障をきたす場合があります。このような特別の配慮を必要とする方々を、二次的に受け入れる避難所を「福祉避難所」といいます。

遠軽町においては、平成 24 年 3 月 30 日に各地域の拠点的な施設を福祉避難所として指定し、一般の避難所での避難生活が困難な方々の生活支援や心のケア等を行います。また、介護保険施設については、専門的なケアなどの配慮が行き届いた施設であることから、平成 27 年 6 月 22 日の締結を始めとして、「災害における福祉避難所の開設に関する協定」を各福祉施設と締結しており、今後もさらに連携を図っていきます。

図表 8-2 福祉避難所

圏域	施設名	所在地	電話番号
遠軽	遠軽町保健福祉総合センター	1条通北1丁目1番地1	0158-42-4813
生田原	生田原集会施設「かぜの西」	生田原668番地1	0158-45-2527
丸瀬布	丸瀬布老人福祉センター	丸瀬布水谷町68番地6	0158-47-3110
白滝	白滝国際交流センター	白滝138番地1	0158-48-2213

10 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

高齢化の進展等により、介護給付費の増大が見込まれるなか、介護保険制度の正常な運営を持続していくためには、介護サービス費用の適正化を図る必要があります。そのためには、介護（予防）ケアマネジメント担当者の資質の向上に力をそそぎながら、要介護者等への自立支援に配慮した適切なサービス利用と費用負担の適正化を図ります。

なお、適正化をより効率的に進めるために、北海道や国民健康保険団体連合会等と連携し、下記の主要 5 事業を中心として引き続き取り組んでいきます。

(1) 認定調査状況のチェック

認定調査の状況を確認し、要介護認定の適正化を図ります。

(2) ケアプラン点検

ケアプランの内容を点検し、報酬算定の適正化を図ります。

(3) 住宅改修・福祉用具の点検

住宅改修及び福祉用具の状況を実地で確認します。軽度者に対する福祉用具貸与について、国民健康保険団体連合会の提供する適正化システムのデータを検証し、給付の適正化を進めていきます。

(4) 給付実績の活用と縦覧点検、医療情報との突合

国民健康保険団体連合会の提供する適正化システムのデータを検証し、給付の適正化を進めていくため、国民健康保険団体連合会への委託を検討し進めます。

(5) 介護給付費通知

介護サービス等利用者へ、利用したサービスの内容を周知することによって、自らその内容について点検できるように適正化を図ります。

1 1 介護保険事業の円滑な推進のための方策

本町においては、介護保険を円滑に推進するための基本的な視点として、「利用者側に立ったサービス提供」として位置付け各種施策を進めていきます。

この施策は、利用者が介護サービスを適切に選択することができ、利用できる環境づくりを進めるとともに、介護サービスに関する情報管理や、各サービス事業者が提供するサービスの質の評価や、利用者との適正な契約指導ができるよう、利用者の保護施策を進めていきます。

(1) 低所得者に対する利用者負担の軽減

社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減等に対して助成を行ない、また住宅改修費などの受領委任払いの実施などにより、低所得者に対する利用者負担の軽減を図り、利用を促進します。

(2) 利用者に対する適切な情報提供

介護保険制度について、一層の理解促進を図るため、広報紙やホームページ等の活用により、情報提供の充実を図ります。また、サービス事業者に関する情報を適切に管理し、事業者自らの情報開示、サービスの質の評価を促進します。

(3) 苦情処理

介護サービスに関する苦情に的確に対応し、サービス事業者には厳正に対処するとともに、適正な介護サービス利用契約が締結されるよう、事業者支援や適切な情報提供に努めるとともに、利用者保護を推進していきます。

(4) 多様な事業者の参入促進

遠軽地区における広域連携や北海道との連携により、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業者の健全性の確保にも配慮していきます。

(5) 事業運営のための情報化の推進

サービス事業者との連携を強化し、適切な利用者情報を把握するため、電子媒体の利用促進及び環境整備を進め、情報化を進めます。

(6) 介護サービスにおける良好な雇用機会の確保

介護分野の特性に配慮し、能力開発、サービスに従事する者の福祉の増進と一体となった良好な雇用機会を創出するための施策を検討します。

1 2 遠軽地区介護保険を円滑に運営するための方策と遠軽町の役割

(1) 介護保険事業の円滑な実施のための体制づくり

要介護認定が円滑かつ適正に行われるよう、認定調査員、介護認定審査会委員、主治医の密なる連携に努めていきます。また、介護保険運営の適正かつ安定的な運営の確保を図るために、遠軽町保健医療福祉審議会委員や、保健、医療、福祉、教育等、関連分野の職員と手を携えて、体制の強化に努めます。なお、遠軽町の高齢者同士がお互いに情報が共有できる仕組みを構築するためには、お互いの理解と連携が必要であることから、常に情報を提供し合えるシステム作りに努めます。

(2) 広域連携の必要性

高齢者保健福祉サービス及び介護サービスの提供については、必要サービス量を十分に提供できる体制の確立が必要となります。この供給体制の確立に向け、施設サービスを中心に広域による供給の整備を行うことにより、総合的かつ効率的なサービスの提供が実現することになります。遠軽地区においても、各町が広域連携を行うことによりサービスの供給体制を確保するとともに、要介護認定等の事務処理等においても迅速な対応が図られるよう取り組みます。

(3) 遠軽地区における介護保険を円滑に運営するための方策と本町の役割

遠軽地区3町(遠軽町、湧別町、佐呂間町)では介護保険制度下において、保健・医療・福祉の連携を図る観点から、これまでも広域的な地域づくりに取り組んできています。

特に、介護保険の要介護認定の判定では、「介護認定審査会」を共同で設置していますが、構成町で運営に関する取扱いに格差が出ないように、遠軽地区介護保険推進連絡協議会において、種々な検討等を行ってきています。引き続き近隣町との調整を図りつつ、高齢者のニーズに沿ったより高度で総合的な介護サービスの提供システムの構築を目指していきます。

第9章 2025年の見込量

第6期計画の策定にあたって行った、団塊の世代が75歳以上となって高齢化が一段と進む平成37(2025)年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を見据えた視点での、給付の将来の見通しを第7期計画の策定においても引き続き予測しておく必要があります。人口の減少と第1号被保険者の増加による高齢化率の上昇、29年度までの実績と第7期計画中的見込量から、37年度の見込量を推計しています。推計値は、現在の施策を延長するとこのような状況になる可能性があるということになります。

給付費の推計値による介護保険料月額基準額は、介護給付準備基金を充当し負担軽減をする前で37年度6,687円と推計されます。

図表9-1 介護給付サービスの見込量

サービス区分	単位	介護予防サービス	介護サービス
		37年度	37年度
居宅	訪問介護	人/月 回/月	212 9,916
	訪問入浴介護	人/月 回/月	- -
	訪問看護	人/月 回/月	6 16
	訪問リハビリテーション	人/月 回/月	- -
	居宅療養管理指導	人/月	- 20
	通所介護	人/月 回/月	- 97 860
	通所リハビリテーション	人/月 回/月	27 -
	短期入所生活介護	人/月 日/月	- -
	短期入所療養介護	人/月 日/月	- -
	福祉用具貸与	人/月	79 371
	福祉用具購入費	人/月	14 4
	住宅改修費	人/月	8 12
	特定施設入所者生活介護	人/月	2 31
	居宅介護支援・介護予防支援	人/月	327 473
地域密着型	小規模多機能型居宅介護	人/月	- 37
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	- 22
	認知症対応型共同生活介護	人/月	- 54
	介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	- 20
	地域密着型通所介護	人/月 回/月	- 239 1,202
施設	介護老人福祉施設	人/月	- 186
	介護老人保健施設	人/月	- 86
	介護療養型医療施設	人/月	- -

図表 9-2 介護給付費の見込量

単位：千円、%

介護サービス区分		37年度	37年度増減率 32年度比較
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防サービス合計	42,491	7.3%
	居宅サービス	42,491	7.3%
	訪問介護		
	訪問入浴介護	-	-
	訪問看護	629	-74.6%
	訪問リハビリテーション	-	-
	居宅療養管理指導	-	-
	通所介護		
	通所リハビリテーション	10,359	13.1%
	短期入所生活介護	-	-
	短期入所療養介護	-	-
	福祉用具貸与	3,743	16.4%
	福祉用具購入費	2,916	14.4%
	住宅改修費	6,188	33.3%
	特定施設入所者生活介護	1,325	0.0%
	介護予防支援	17,331	6.8%
地域密着型サービス	-	-	
小規模多機能型居宅介護	-	-	
認知症対応型共同生活介護	-	-	
介護 サ ー ビ ス	介護サービス合計	2,156,340	21.2%
	居宅サービス	802,791	19.7%
	訪問介護	364,333	26.9%
	訪問入浴介護	-	-
	訪問看護	18,644	7.0%
	訪問リハビリテーション	-	-
	居宅療養管理指導	2,701	-0.4%
	通所介護	69,378	-3.0%
	通所リハビリテーション	30,271	9.1%
	短期入所生活介護	101,130	48.6%
	短期入所療養介護	4,431	4.6%
	福祉用具貸与	40,277	5.8%
	福祉用具購入費	1,523	34.9%
	住宅改修費	8,655	20.0%
	特定施設入所者生活介護	70,495	24.4%
	居宅介護支援	90,953	2.4%
	地域密着型サービス	513,093	-2.9%
	小規模多機能型居宅介護	98,384	0.0%
	看護小規模多機能型居宅介護	60,954	49.1%
	認知症対応型共同生活介護	169,097	1.4%
	介護老人福祉施設入所者生活介護	60,052	0.0%
通所介護	124,606	-23.1%	
介護保険施設サービス	840,456	44.9%	
介護老人福祉施設	579,423	64.6%	
介護老人保健施設	261,033	14.5%	
介護療養型医療施設			
小計	2,198,831	20.9%	
高額介護サービス等費	43,900	7.5%	
高額医療合算介護サービス等費	9,200	20.8%	
特定入所者介護サービス等費	123,800	23.0%	
審査支払手数料	2,600	22.2%	
介護給付費合計	2,378,331	20.7%	
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	-1,163	12.6%	
介護給付費合計	2,377,168	20.7%	

遠軽町保健医療福祉審議会委員名簿

役 職	氏 名	所属・役職等
会 長	枝松 邦幸	遠軽町シルバー人材センター 理事長
副会長	松原 義幸	遠軽町商工会議所青年部会長
委 員	岡本 一雄	遠軽町健康づくり推進委員会会長
委 員	山谷 和善	遠軽町民生委員協議会会長
委 員	鈴木 茂男	遠軽町老人クラブ連合会会長
委 員	亀田 悦子	第2号被保険者(生田原地域)
委 員	谷口 寿康	北海道薬剤師会遠軽支部
委 員	古関 修	第1号被保険者(白滝地域)
委 員	張江 紀代美	社会福祉法人浄光会総合施設長(公募)
委 員	斉藤 晴行	第1号被保険者代表(公募)
委 員	工藤 克哉	遠軽町自立支援協議会会長(向陽園施設長)
委 員	新海 明嘉	養護老人ホーム緑の園施設長
委 員	向井 信子	遠紋地域リハビリテーション推進会議委員(公募)
委 員	田中 実	社団法人 遠軽医師会会長
委 員	田村 好彰	第1号被保険者(丸瀬布地域)
委 員	仁原 正幹	社会福祉法人北海道家庭学校校長
委 員	櫻井 信一	遠軽町国民健康保険運営協議会会長
委 員	畑 宏司	身体障害者福祉協会遠軽分会事務局長
委 員	佐藤 洋哉	生田原歯科歯科診療所 所長
委 員	藤江 昭	社会福祉法人遠軽町社会福祉協議会会長

※任期:平成29年10月1日から平成31年9月30日まで

計画策定の経過

平成29年10月24日 平成29年度第1回遠軽町保健医療福祉審議会(13名)

会長・副会長選出について
 専門部会の委員制出について
 社会福祉関係事業計画書の策定について
 遠軽町地域包括支援センター運営状況について

平成30年2月1日 平成29年度第2回遠軽町保健医療福祉審議会(20名)

第5期遠軽町障害者計画及び障害福祉計画の素案について
 遠軽町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の素案について

平成30年3月1日 平成29年度第3回遠軽町保健医療福祉審議会(14名)

第5期遠軽町障害者計画及び障害福祉計画の素案について
 遠軽町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の素案について
 遠軽町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の答申

平成30年3月1日

遠軽町長 佐々木 修一 様

遠軽町保健医療福祉審議会

会長 枝 松 邦 幸

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の答申に

ついて

平成29年10月24日に諮問されました、遠軽町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画につきまして、慎重な審議を重ね取りまとめましたので、別冊のとおり答申いたします。

本答申は、遠軽町の高齢者等の現況を踏まえ現行計画の見直しを行ったものであり、平成30年度から平成32年度までを計画期間とし、第7期の計画を定めたものであります。

計画の実施にあたっては、高齢者福祉の一層の推進を図り、「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」の実現に向けて最大限の努力をされることを強く希望いたします。